

# 韮崎市文化財保存活用施設基本構想

## ～市民の夢設計書～

韮崎市

令和5年3月



韮崎市には、国史跡である新府城跡に加え、国重要文化財である武田八幡宮本殿、国登録記念物の徳島堰や大村智博士の生家である国登録文化財・大村家住宅、さらに、市指定無形民俗文化財・綾棒踊りに加えて、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の構成文化財である石之坪遺跡や女夫石遺跡のほか、多種多様な文化財が数多く点在しています。また、平成10年に開始された新府城跡の発掘調査では、近年、本丸北側での門跡や本丸を取り囲んでいたと推定される石築地などの新たな発見が続き注目され、全国的な城郭ブームも相俟って訪れる方が増えています。



人々を魅了する本市の文化財は、韮崎の地が、先人たちの「夢」を生み、育み、実現してきたからだといえ、たとえば新府城は新しい府中としての夢の結果であり、そのような夢を語り、叶えてきた歴史とアイデンティティーがこの韮崎にはあふれています。先人たちの想い、実現してきた夢を学び体感することは、現在・将来の市民が自らの夢の実現、生き方の羅針盤となるものと確信しています。

本市における文化財の保存・活用のさらなる推進を図るために、建物の老朽化が進む民俗資料館の更新にあわせ、市内に分散する文化財の適切な収集保存・調査研究を行う埋蔵文化財センター機能と新府城を核とする先人が育んだ歴史文化資源の市内外への発信拠点として、そして市民の郷土に対する誇りの醸成や関係人口の増加に寄与する施設づくりを市民の皆さまとともに響き渡る活動(響動活動)を通じて目指してまいります。

結びに、本構想の策定にあたり、ご指導・ご意見をいただきました、韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会の委員の皆さまをはじめご尽力を賜りました全ての方々に対し深く感謝申し上げます。

令和5年3月31日

韮崎市長

内藤久夫



# 目次

---

韮崎市の歴史文化的特性	1
1. 基本構想策定にあたっての背景	5
(1) 基本構想の位置づけ	5
(2) 策定にあたり大切にしたい3つの視点	8
(3) 本市の文化財の現状	9
2. 基本構想の基本的な考え方	11
(1) 「文化財保存活用施設 基本構想」の捉え方	11
(2) ニラノメ事業の目的(使命)と意義	12
(3) ニラノメ事業のめざす姿	14
3. 収集保存活動	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 現在の収集保存状況	16
(3) ニラノメ事業における収蔵空間	17
(4) さらなる活用の展開「地域施設」の実現に向けて	18
(5) 活用を見据えた収集保存 デジタルアーカイブの構築	19
4. 調査研究活動	21
(1) 基本的な考え方	21
5. 展示活動	23
(1) 基本的な考え方	23
(2) 展開・方策(案)	25
6. 夢響動活動	27
(1) 夢響動活動の背景	27
(2) 基本的な考え方	28
(3) 「展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動」とは	29
(4) 「パートナー活動を通じた夢への響動」の考え方	32
(5) 「市民の夢と響動する専門職員の成長」の考え方	35
7. 中核施設	36
(1) 基本的な考え方	36
(2) 中核施設に必要な設備や施設の考え方	37
8. その他	39
(1) 事業の運営体制について	39
(2) 事業のスケジュールについて	40

法令集



## 韮崎市の歴史文化的特性

以下については平成23年3月に作成された「韮崎市歴史文化基本構想」をもとに記載しています。

### ● 韮崎市の位置

本市は、山梨県の中央を占める甲府盆地の北西の頂点部であり、北巨摩地域の南東部に位置しています。北は北杜市、東は甲斐市、南・西は南アルプス市と接しています。面積143.73km<sup>2</sup>、市域は東西約20km、南北約12.5kmで、翼を広げた鳥のような形をしています。南西側には南アルプス、北東側には関東山地が迫っており、市の中央部を流れる釜無川・塩川は、途中で富士川と名称を変え、駿河湾へと注いでいます。



### ● 韮崎市の自然的環境(地勢)

本市の地形は、概ね3地域に大別されます。西部は、南アルプス国立公園の一角を占める鳳凰山や甲斐駒ヶ岳などの南アルプスがそびえ、その前衛として甘利山・苗敷山・荒倉山などが連なります。また、糸魚川－静岡構造線(フォッサマグナ)が南北を横断しています。山麓地帯は以上の山から流れ出る川によって形成された小扇状地と釜無川の浸食を受けた段丘によって台地が形成され、比較的透水性の高い土地といえます。

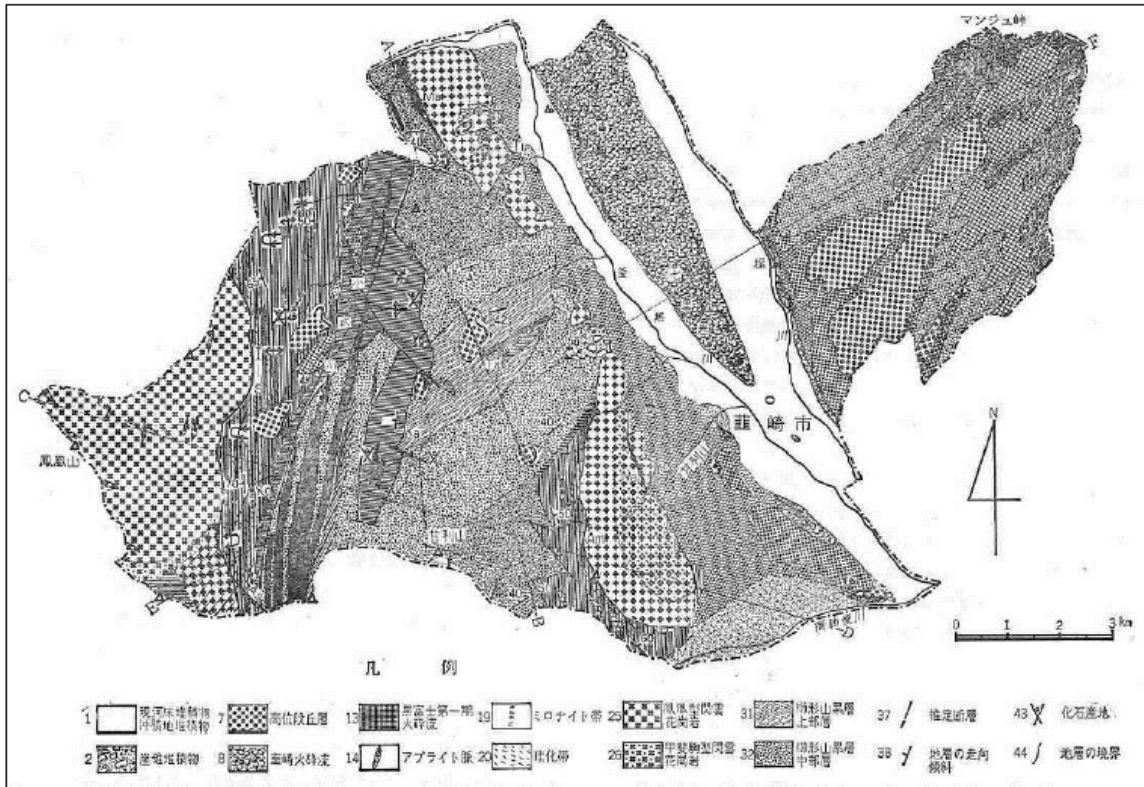
東部は最奥に金峰山がそびえ、茅ヶ岳を中心とした火山によって形成された緩傾斜地であり、水利条件の悪い土地です。本市の中央を貫通する七里岩台地は、八ヶ岳の噴火による山体崩れと、釜無川・塩川の浸食により形成された特徴的な地形です。七里岩台地上には、小円頂丘と窪地が点在し、湧水が認められます。七里岩と塩川に挟まれた地帯は、低位の河岸段丘を形成する塩川の氾濫原であり、「藤井平五千石」と呼ばれた穀倉地帯で、比較的肥沃な土地です。



韮崎市の中央を貫く七里岩



## 韮崎市の地質(出典:韮崎市誌)



### ● 韮崎市の歴史的環境(通史)

#### ① 古代

韮崎市の歴史は旧石器時代からはじまることが埋蔵文化財資料から把握されています。縄文時代では山梨県の第1号博物館である「坂井考古館」を有する坂井遺跡をはじめ、巨石文化を象徴する女夫石遺跡などの集落跡が点在します。また、近年では、大豆の栽培などを裏付ける資料が出土しています。弥生時代では東日本最古級の水田跡が検出されるなど、農耕文化が展開すると共に、集落や方形周溝墓が七里岩台地や塩川の氾濫原(藤井平)などに作られました。その流れは古墳時代にまで引き継がれていきました。



山梨県第1号博物館「坂井考古館」



大英博物館出展の後田遺跡の仮面土偶



## ②中世

奈良・平安時代になると、茅ヶ岳山麓地域では御牧が経営され、藤井平には巨摩郡の公的な施設(宮ノ前遺跡)が作られました。また、中条・下条などの地名が藤井平や甘利地域(釜無川右岸地域の南部)にあり、条里制の名残があります。中世には甘利荘・藤五保などの荘園、穂坂牧などの牧などが存在したと伝えられています。

中世になると、甲斐武田氏の祖である武田信義が、神山町武田に館(市指定)と要害の白山城(国史跡)をかまえ、これにより、この地には武田八幡宮(重文)や願成寺の木像阿弥陀如来及び両脇侍像(重文)がもたらされることとなります。中世末には、武田氏最後の城である新府城(国史跡)が築城され、その歴史の中で、勝頼夫人祈願文(県指定)などの文化財が誕生することとなります。また、甲府盆地内の治水や近郊の農地等を守るための御勅使川旧堤防(国史跡)などの祖型が作られたのもこの時期と考えられています。



木像阿弥陀如来及び両脇侍像(願成寺)(国重文)



武田信玄再建の武田八幡宮本殿(国重文)

## ③近世

江戸時代に入ると、慶長年間に釜無川・富士川の水運が開かれ、甲州街道の整備と相まって、韮崎は物産の集散地としての意義を強め、宿場町として発展しました。用水の整備も実施され、徳島堰・藤井堰・朝穂堰などの堰が市内でつくられ、藤井平五千石などをはじめ、広大な農耕地が開かれました。また、山に対する信仰も活発で、苗敷山信仰・金峰山信仰・地藏信仰などが確認され、前時代から引き続き、現在も残る信仰とも深く関係しています。



甲州街道の宿場町の名残りを伝える韮崎宿(舟山上空から)



子授かりの信仰を伝える地藏ヶ岳のオベリスク

#### ④近代～現代

明治時代に入ると、養蚕業が盛んとなり、養蚕に適した建造物への改造などが行われるようになりました。明治36年には、国鉄中央線が開通し、葦崎駅が開業し、スイッチバックなどの構造物がつけられました。

昭和29年10月10日に葦崎町・穂坂村・藤井村・中田村・穴山村・円野村・清哲村・神山村・旭村・大草村・龍岡村の1町10ヶ村が合併し、市制を施行し現在に至っています。



養蚕用に改築された民家の例



鉄道遺産(穴山駅スイッチバック跡)



果樹地帯(新府桃源郷)



果樹地帯(穂坂ぶどう郷)



# 1. 基本構想策定にあたっての背景

## (1) 基本構想の位置づけ

### ① 基本構想策定の目的

本市には、現在韮崎市民俗資料館、埋蔵文化財資料整理室(旧老人福祉工場)、埋蔵文化財保管庫(旧大草小学校体育館)、新府城内調査室(簡易プレハブ)といった市内の文化財を保存・活用する施設がありますが、各施設とも老朽化が進行するとともに、施設同士が離れていることから適切な維持管理に支障があり、また、有機物(古文書、木製品等)を保存するための適切な保管施設を有していません。

また、史跡新府城跡においては来城者数が増加しているものの、現地周辺にガイダンス施設がなく史跡としての本質的な価値や調査速報等の情報提供が少ないのが現状です。これらのことから、博物館、史跡のガイダンス、埋蔵文化財センター機能等を統合した市内の文化財の保存活用の拠点となる施設(以下、「文化財保存活用施設」)の設置の必要性が高まっています。

本構想では、文化財保存活用施設の設置にあたって以下の内容を定めることを目的とします。

- ・本市の文化財を守り継承する事業全体の在り方や基本理念を策定すること
- ・拠点となる施設像を明確にすること

なお、本事業で扱う文化財は、本市の特徴の基層をなすことから、まちづくりに関する本市の主要な施策と関連します。そのため、当該施設とその他の施策との関連について基本的な考え方も併せて整理していくこととします。

### ② 基本構想策定の体制

本構想策定にあたっては、韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会要綱(令和4年8月26日教育委員会告示第9号)に基づき、次のとおり韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会(以下「整備検討委員会」)を組織し、策定を行いました。

韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会(令和4年度)

委員長 笹本 正治 山梨県文化財保護審議会委員・長野県立歴史館名誉館長  
史跡新府城跡保存整備委員会委員

副委員長 森原 明廣 山梨県立博物館 学芸幹

委員 新津 健 山梨県文化財保護審議会委員・史跡新府城跡保存整備委員会委員  
韮崎市文化財審議会委員・韮崎市民俗資料館運営審議会委員

委員 中山 誠二 南アルプス市ふるさと文化伝承館館長・史跡新府城跡保存整備委員会委員

委員 岡村 祐 東京都立大学准教授・史跡新府城跡保存整備委員会委員

委員 磯貝 友希 公益財団法人日本交通公社 観光地域研究部地域戦略室研究員

委員 内藤 香織 NPO法人子育て支援センターちびっこはうす理事長

委員 千葉 健司 株式会社アトリエいろは一級建築士事務所 代表取締役

委員 内藤 ひかり 有限会社 Paddy Field

助言者 佐々木 満 甲府市武田氏館跡歴史館(信玄ミュージアム)館長

事務局 堀川 薫 韮崎市教育委員会教育長

佐藤 道平 韮崎市教育委員会教育課長

閏間 俊明 韮崎市教育委員会教育課文化財担当リーダー

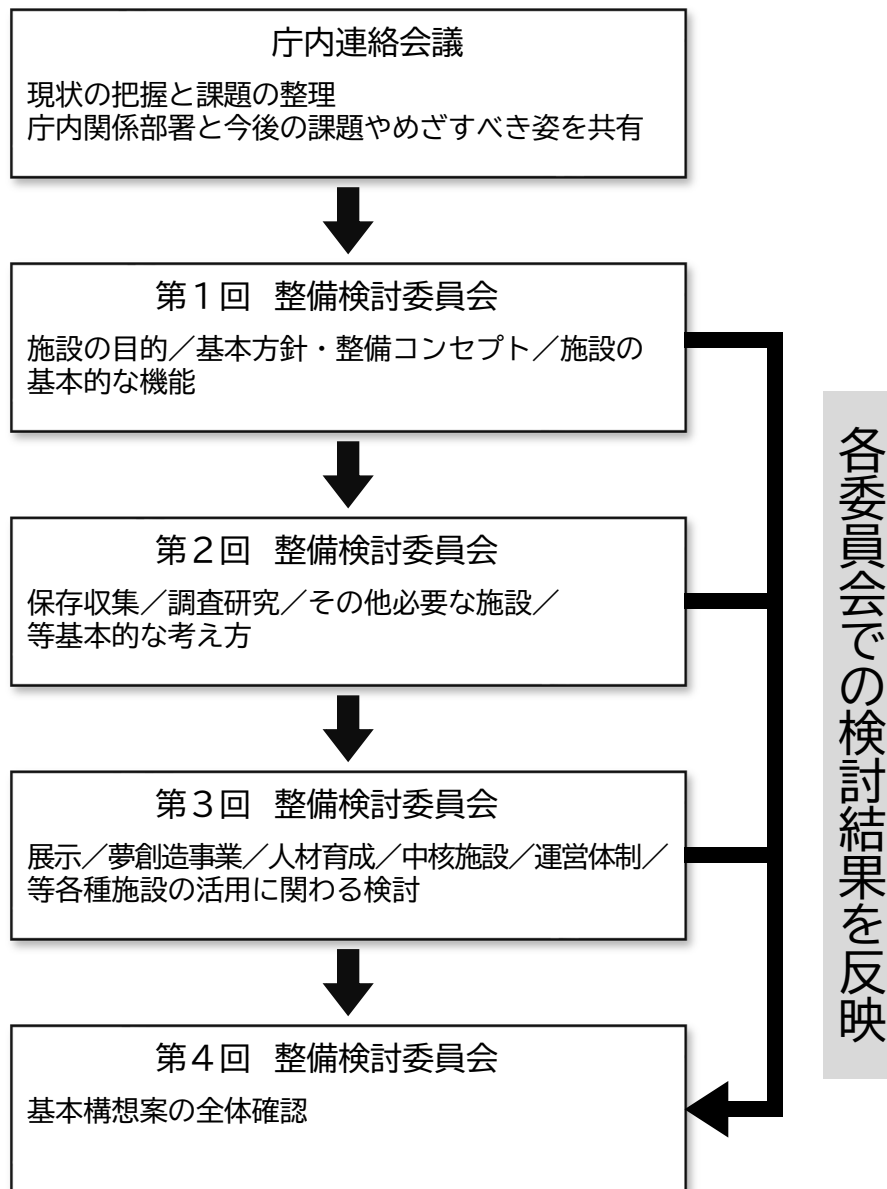
渋谷 賢太郎 韮崎市教育委員会教育課文化財担当

半澤 直史 同上

### ③ 基本構想策定の進め方と経過

本構想は、現在ある施設の現状と課題を踏まえた上で、各分野の対象資料にあわせた適切な「保存」と、活動の根幹を支える「調査研究」及び市民が参加しやすい「活用」を並行して検討していくこととし、次のフローに沿って、基本構想の全体像を検討しました。

#### ■ 基本構想策定のフロー



前述のフローに基づき開催した整備検討委員会での主な検討内容は次のとおりです。

## ■ 整備検討委員会で主な検討内容

### 【令和4年度－第1回】

日 時：令和4年10月31日(月)

場 所：韮崎市役所 4階大会議室

主な検討内容：基本構想策定の計画について  
文化財の保存と活用における現状と課題  
本構想で扱う施設の基本的な考え方  
現地視察

要 約：現状を踏まえ、施設整備の目的・意義及び施設の基本的な考え方について検討しました。

### 【令和4年度－第2回】

日 時：令和4年12月5日(月)

場 所：韮崎市役所 別館301会議室

主な検討内容：韮崎市文化財活用施設の保存・調査研究に関する検討

#### － 保 存

- ・保存収集事業の基本的な考え方
- ・収蔵空間の集約と分散
- ・施設像における参考事例
- ・文化財の保存と活用における理想の姿
- ・「韮崎 文化の芽構想」に向けて
- ・活用を見据えた収集保存 デジタルアーカイブの構築

#### － 調査研究

- ・調査研究事業の基本的な考え方
- ・調査研究の現状と課題

#### － その他

- ・必要な施設や施設の考え方

要 約：施設像における「保存」「調査研究」に関わる内容について、今後の「活用」を見据えた内容の検討をしました。

### 【令和4年度－第3回】

日 時：令和5年1月27日(金)

場 所：韮崎市役所 別館201会議室

主な検討内容：韮崎市文化財活用施設の活用に関する検討

#### － 展 示

- ・基本的な考え方について
- ・中核施設における展開イメージ

#### － 夢創造事業

- ・基本的な考え方について
- ・展開イメージ

#### － 人材育成

- ・基本的な考え方について
- ・展開イメージ

#### － その他

- ・中核施設について
- ・事業の運営体制について・必要な施設や施設の考え方

背

景

基本的な考え方

収集保存

調査研究

展

示

夢  
響  
動

施  
設

そ  
の  
他

要 約 :活用にあたっての基本方針と施設活動に市民が参加したくなるための仕組みを整理し、市民が「夢が実現できる」施設となるための検討をしました。

【令和4年度－第4回】

日 時 :令和5年2月28日(火)

場 所 :蕪崎市民交流センター ニコリ 会議室6

主な検討内容 :地域施設との連携について  
基本構想案の全体議論

要 約 :「蕪崎市文化財保存活用施設基本構想」(案)の全体を検討しました。

#### ④ 本市の文化財保存・活用についての事業課題

基本構想策定においては、以下の視点での課題を踏まえ、具体的な検討を行いました。

##### ■ 市全体の課題

- ・ 第7次総合計画を踏まえた市民が輝き活躍できる仕組みの実現が求められていること
- ・ 市民が夢をもち、夢を実現できる地域となるような機能や事業が求められていること

##### ■ 文化財の課題

- ・ 分散する文化財の適切な収集保存と、埋蔵文化財センター機能の充実
- ・ 蕪崎市歴史文化基本構想に基づく「蕪崎が育んできた歴史文化の尊重と、その保存活用による地域づくりの実現」
- ・ 埋蔵文化財発掘調査の増加により、円滑に調査を進めるためのスペースの恒常的な不足

##### ■ 新府城の課題

- ・ 近年進めている発掘の成果を市民に公開する機会や場の少なさ
- ・ 近年の城郭人気の影響もあり知名度が上がり来城者は年々増えているが、ガイダンス機能を有していないこと

##### ■ 民俗資料館の課題

- ・ 建物や設備の著しい老朽化
- ・ 市民利用の減少
- ・ 市の通史はわかるが、地域との結びつきや関係性がわかりづらい内容

## (2) 策定にあたり大切にしたい3つの視点

### ① 「蕪崎市歴史文化基本構想」を踏まえた視点

- ・ 分散する文化財を適切に収集保存することが求められます
- ・ 新たな理念「蕪崎が育んできた歴史文化の尊重と、その保存活用による地域づくりの実現」を踏まえた施設像が必要です
- ・ 市民の蕪崎に対する誇りの醸成、市民による保存活用の担い手づくり等施設を運用していくための環境・組織を整備していくことも併せて重要と考えられます

## ② 「韮崎市第7次総合計画」を踏まえた視点

- ・本市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」を踏まえた、市民が施設に積極的に関わり活躍できる仕組みが必要です
- ・「市民の夢が実現できるまち」に貢献できるよう、文化財を活用することで、夢の実現をサポートする機能が求められます
- ・市民が自分の暮らす地域に誇りをもって紹介できるよう、魅力を発掘し発信する機能も持ち合わせる事が理想です
- ・市民が継続して活動参加することによる持続可能な事業となる事が重要です

## ③ これからの文化観光等に求められる視点

- ・都心部からも2時間程度で来られる立地特性から、都心部から韮崎へ週末に何度も繰り返し通い、韮崎の魅力や人に触れる「通い型観光」が実現でき、今後の交流人口増加に寄与できる仕組みの検討が求められます
- ・関係人口や移住希望者を増やしていく必要があります。そのために、市内外の方々に本市の魅力や本市での暮らしを想像できるような体験を提供することも求められます

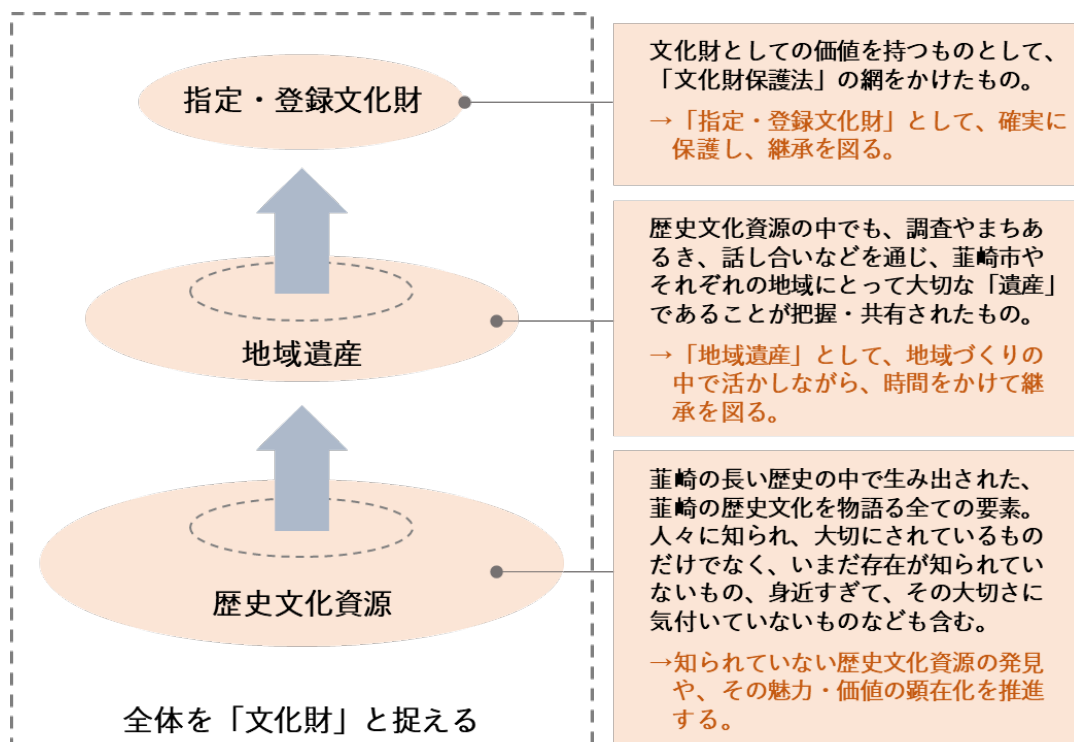
## (3) 本市の文化財の現状

### ① 本事業で扱う文化財の対象

これまで一般的に「文化財」というと、文化財保護法の「指定文化財」「登録文化財」だけがイメージされることが多く見受けられました。しかし、文化財保護法では、地域にとって資源となりえるものを含めて広く「文化財」としています。

本事業では、下記の図中で示す「地域遺産」「歴史文化資源」も文化財として捉え、その情報を収集し公開していきます。そのうち本事業における「中核施設」において主に実物での保存の対象とする文化財は、文化財のうち「考古資料」「歴史資料」「民俗資料」となりますが、これらに限らず文化財全体を本市の保存・継承すべき対象として、その価値の顕在化に努めます。

### <文化財の考え方「韮崎市歴史文化基本構想」参照>





## ② 文化財保存施設の現状と課題

実物資料として保存が必要な文化財は、現在は葦崎市民俗資料館、埋蔵文化財資料整理室(旧老人福祉工場)、埋蔵文化財保管庫(旧大草小学校体育館)、新府城内調査室(簡易プレハブ)といった、市内の複数施設に分散して保管されています。

これらが分散して保管されていることにより、その管理や調査に弊害が生じているとともに、研究・公開が十分に行われていない状況となっています。また、その保存施設はいずれも躯体及び設備の老朽化が著しく、外気・外光などの影響を受けており様々なリスクが高い環境となっています。

### <現在の文化財保存場所>

#### ・埋蔵文化財保管庫



#### ・葦崎市民俗資料館敷地内プレハブ



#### ・葦崎市民俗資料館内倉庫



#### ・埋蔵文化財資料整理室



### 現在の保存施設の課題

- × 複数施設に分散保管していることによる、資料管理の不便さ
- × 調査・研究の際に移動させることによる、紛失・破損等のリスク
- × 既存施設利用によるリスクの高い保管環境(防犯・防塵・防虫・外光・温湿度等)

## 2. 基本構想の基本的な考え方

### (1) 「文化財保存活用施設 基本構想」の捉え方

本構想は前述の通り「文化財保存活用施設」という「場(ハード)」を整備するための構想ではあるものの、その運営の根幹をなす「事業(ソフト)」について重視するとともに、この事業全体の在り方を明らかにすることによりハードとソフトが一体となった、持続的かつ市民のための施設づくりをめざします。

<本構想の全体像>

#### 基本構想策定の背景

市全体の課題	文化財の課題	新府城の課題	民俗資料館の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>第7次総合計画を踏まえた市民が輝き活躍できる仕組みの実現が重視されている</li> <li>市民が夢をもち、夢を実現できる地域となるような機能や事業が求められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散する文化財の適切な収集保存</li> <li>歴史構想による「葦崎が育んできた歴史文化の尊重と、その保存活用による地域づくりの実現」</li> <li>埋蔵文化財発掘調査を円滑に推進するためのスペースの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年進めている発掘の成果を市民に公開する機会や場が少ない</li> <li>知名度が上がり来城者は年々増えているのに、ガイダンス機能がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や設備が著しく老朽化している</li> <li>市民利用が少ない</li> <li>市の通史はわかるが、地域との結びつきや関係性がわかりづらい</li> </ul>

#### 本事業の目的(使命)と意義

葦崎が育んできた歴史文化の継承と、その保存活用及び調査研究による地域づくりの実現

- ①歴史文化の継承と活用
- ②史跡新府城の本質的価値の活用
- ③文化的景観から誇りを育む
- ④市民主体の地域づくりへの貢献
- ⑤関係人口の増加と産業・観光振興

#### 基本構想でめざす「事業」の在り方

文化財を保存するだけでなく「市民の夢実現のために活用してもらおう」事業をめざします。  
地域にとっての文化財が、市民一人ひとりの葦崎への誇りを育みます。

本事業を **葦崎 文化の芽 (ニラノメ) 事業** と名付け、

特定の文化財や特定の施設単体ではなく地域全体を一体的に博物館と捉える「まるごと博物館」を基本に文化財を市民に身近に感じていただき、文化の力で市民一人ひとりがまちづくりの主役になる活動を行います。

#### 「葦崎 文化の芽 (ニラノメ) 事業」が展開する4つの活動

収集保存活動

調査研究活動

展示活動

夢響動活動※1

#### 活動を展開する場

中核施設  
(新たな文化財保存活用施設)

×

地域施設  
(既存施設との連携)

※1 夢響動活動

ニラノメ事業においては、市民と行政との協働が大切な視点となります。そして、市民との協働が市全体へと波及していくことをめざし、市民と行政で夢に向かって協働する活動を「響き渡り動きだす活動」として捉え、「響動」というネーミングを用い、創造的に活動していくことをめざします。内容はP27からP35を参照。

## (2) ニラノメ事業の目的(使命)と意義

### ① ニラノメ事業の目的(使命)

#### ■ 韮崎が育んできた歴史文化の継承と、その保存活用による地域づくりの実現

本市は七里岩を中心とした壮大な自然地形のなかにあります。

これらの地形条件を活かし、克服しながら、山岳部は信仰の場に、傾斜地は利水条件の整備により生産・居住の場に、低地部は治水対策と交通環境の整備により生産・居住・交流・交易の場として開かれてきました。こうした今日の韮崎の基盤となる環境は長い歴史の中で重層的・継続的に形成されてきた文化財であり、歴史文化資源と捉えることができます。「韮崎市歴史文化基本構想」に記されたとおり、これら韮崎の歴史文化資源を将来へ確実に受け継ぐとともに、新たな文化を創造・発信し続けることで、地域住民にとって暮らしやすく、誇りや愛着を持って、来訪者にとっても魅力的な韮崎の実現をめざします。

### ② ニラノメ事業の意義

#### ■ 歴史文化の継承と活用

現在本市が有する歴史文化資源の中には、リスクのある環境下に置かれているものもあります。まずは歴史文化資源を適切に管理・保存し、継承する責任があり、これら歴史文化資源には、未来の豊かな韮崎を築くために学ぶべきヒントがいくつも隠されています。歴史文化資源を積極的に活用することで、その価値を紐解き、地域づくりに役立てることができると考えます。

#### ■ 史跡新府城の本質的価値の活用

史跡新府城跡は近年の来城者数が増加しており、本市における重要な位置づけとなっています。しかし、その魅力を紐解き伝える場がないために、史跡としての本質的な価値や調査の様子等の情報提供が効果的におこなえているとはいえない状況です。発掘調査の最新情報を発信し現地へといざなうガイダンス機能を有することで、さらなる本質的価値等の発信が可能となります。

#### ■ 文化的景観から誇りを育む

本市は七里岩を中心に、山岳部、傾斜地、台地部、低地部といった多様な環境を有し、それぞれに歴史文化資源が点在しています。一方で本市には未だ詳細が明らかになっていない遺跡や、市民が気づいていない魅力が眠っている文化財が存在することも事実です。文化と景観が密接に関わりあう豊かな地域の魅力を紐解き再認識することで、地域住民の郷土に対する誇りを育むことに寄与していきます。

#### ■ 市民主体の地域づくりへの貢献

「韮崎市第7次総合計画」では「すべての人が輝き 幸せを想像するふるさと にらさき」を将来像に掲げ、市民が夢をもち実現できる地域となることが重視されています。本事業においては、行政だけではなく市民が積極的に関わりたくなる活動を行うとともに、長年継続して施設に関わる仕組みにより、歴史文化資源をベースにした活動から市民主体の地域活動へとつなげていきます。

#### ■ 関係人口の増加と産業・観光振興

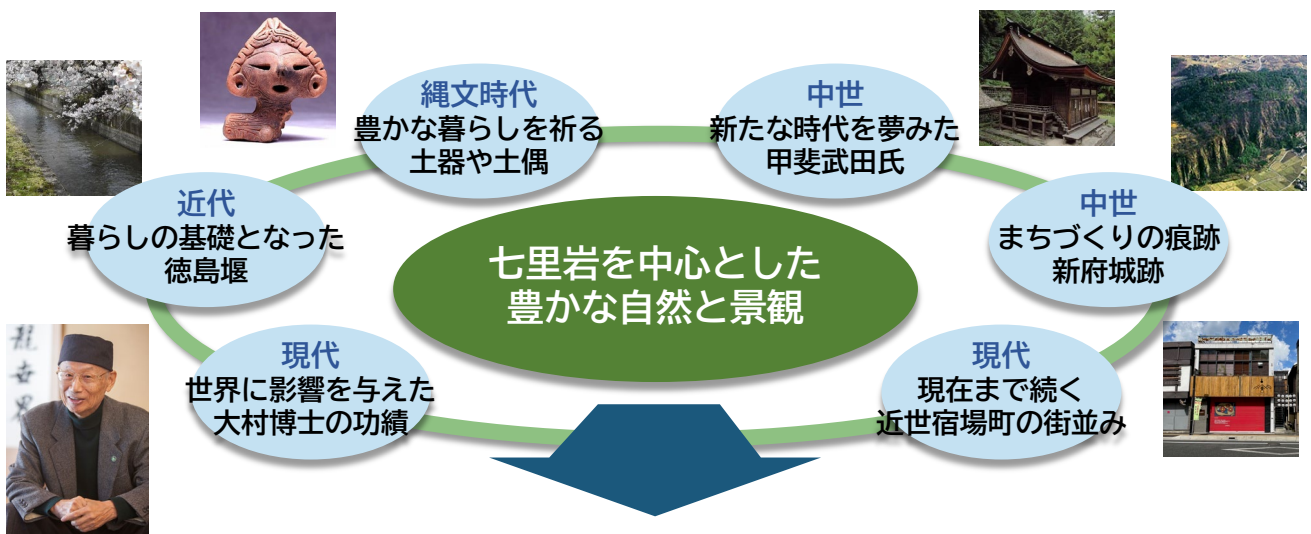
近年本市は人口減の傾向にあり、今後の豊かな韮崎を形づくるためには、直接的な人口増加だけでなく、本市や住民と関わりを持つ「関係人口」の増加も重要と考えられます。新たな事業活動により関係人口増加に貢献するだけでなく、その活動と人々が韮崎の産業や観光と結びつくことで、雇用の創出、新たな産業の誕生、滞在型の観光等、新たな地域づくりへと広がるストーリーが期待できます。



### ③ ニラノメ事業で継承すべき韮崎の特徴・魅力

韮崎には、これから先の時代にも引き継いでいきたい歴史文化の魅力があります。これらを明確にし、韮崎の特徴として市民をはじめとする多くの方たちと共有していく事が重要です。

#### <韮崎の特徴・魅力>



「歴史文化資源＝先人の夢」は  
現在の「市民の夢」を実現するために役立てることができる

背

景

基本的な考え

収集保存

調査研究

展

示

夢響動

施

設

その他

### (3) ニラノメ事業のめざす姿

韮崎の特徴である「歴史文化資源＝先人の夢」から学び、未来の韮崎をつくっていくために現在・将来の市民の夢を共に描き、育てていく事業をめざします。

#### ① ニラノメ事業のコンセプトと事業内容

ニラノメ事業においては、これまでの歴史文化にまつわる本市の活動を整理・発展させ、下記の図に示すように4つの活動を行うこととします。

<事業像>

#### 先人の夢に学び

#### 市民の夢を実現



※2 シビックプライド

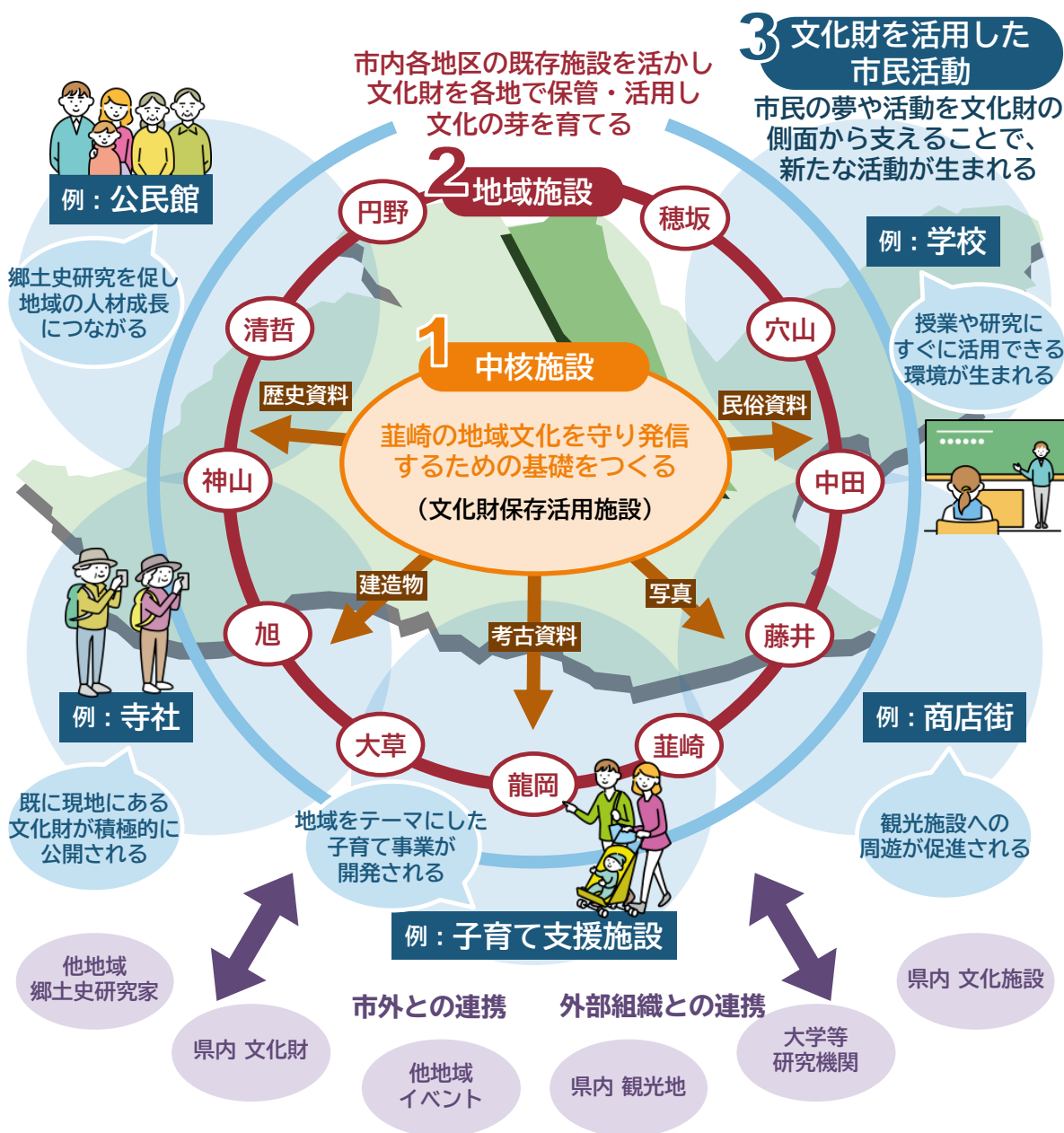
シビックプライド(Civic Pride)とは、「都市(地域)に対する市民の誇り」という概念。日本の「郷土愛」といった言葉と似ていますが、単に「地域に対する愛着」を指しているだけではなく、「地域をより良い場所にするために、自分自身が関わっている」という、当事者意識を指しています。

## ② ニラノメ事業における活動場所とその広がり

主だって文化財を保存活用する「中核施設」とともに既存施設を活かした「地域施設」との連携により、文化財を活用した市民活動を活発にします。

- ・「まるごと博物館」※3の考えを土台に、地域全体で文化財の保存活用を進めていくことをめざします
- ・そのために、葦崎の地域文化を守り発信する基礎をつくる「中核施設」が必要となります
- ・さらに文化財の一部を保管し活用することが可能な「地域施設」を市内各地区に設定、「文化財を活用した市民活動」と響動していきます
- ・それらの文化財の選定は、各地域・施設の特徴に合わせたものとする事で、保管に意義を感じ、活用しやすい環境をつくります

### <中核施設と地域施設の連携イメージ>



※3 まるごと博物館

点在する文化施設や文化財、歴史芸術、自然等、葦崎市域全体を一体的な博物館として捉え、施設内という限定された空間から環境そのものを博物館として位置付ける活動。1960年代フランスにおこった「エコミュージアム」を参考にしたもので、松本市、須坂市等も同様の考えから博物館活動を実践している。



### 3. 収集保存活動

#### (1) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、本活動においては文化財を適切に収集・保存し、研究・運用における環境と利便性を向上させるよう、下記の4つの視点を踏まえることが必要と考えられます。

##### ① 体系的な収集と保存資料の一元管理

本市の歴史文化資源を現在所蔵する資料に加え、市民等からの受贈や寄託により体系的に収集します。収集した資料を適切に管理し、効率的な保存・活用を行うために、まずは一元的な管理をすることが必要です。これら資料の収蔵空間を確保するために、新設するだけでなく既存施設等をうまく活用し、必要に応じて資料の集約を図り、適切な管理により人や資料の無駄な移動を減らし、さまざまなリスクを低減していきます。

##### ② 今後の資料増加に耐え得る十分なスペースの確保

本市には新府城をはじめとした未だ発掘途中の史跡・遺跡があることから、今後も保存すべき資料が増えることが予想されます。そこで、収蔵空間の確保にあたっては、資料増加を十分に考慮することが必要です。

##### ③ 保存に適した環境

資料はそれぞれ種類や特性に応じて必要な設備や保存環境などが異なります。そのため収蔵空間には、現状の資料、今後収蔵が見込まれる資料に合わせた環境が求められます。なお、この詳細な条件については今後の計画や設計段階で明らかにしていく必要があります。

##### ④ 保存資料を活用しやすい仕組み

ニラノメ事業のコンセプト実現にあたっては、単に資料を保存するだけではなく、その積極的な活用が求められます。保存資料を研究しやすいような設備、移動させやすいような動線、市民が活用しやすいようなデジタルアーカイブ<sup>※4</sup>などの具体的な検討が必要です。

#### (2) 現在の収集保存状況

##### ① 現在の文化財収蔵空間の面積

現在分散保存されている収蔵空間の合計面積は、約600㎡となります。本事業での収蔵空間を検討するにあたっては、今後の資料増加や寄贈などが増えることを考慮する必要があり、これよりも広い面積が必須となります。この具体的な面積については下記の検討等を踏まえながら、計画の中で明らかにしていく必要があります。

<現在の収蔵空間面積>

- ・ 韮崎市民俗資料館敷地内プレハブ :約40㎡(プレハブ7棟、トタン屋根下)
- ・ 埋蔵文化財保管庫 :340㎡
- ・ 埋蔵文化財資料整理室 :約100㎡
- ・ 韮崎市民俗資料館収蔵庫 :約100㎡(倉庫・書庫など含む)
- ・ 新府城内調査室 :約10㎡
- ・ その他倉庫など :数㎡

※4 デジタルアーカイブ

スキャナ等のデジタル技術を用いて作成されたアーカイブ(公共性や文化的な価値が高く、将来にわたって保存する価値のある資料)という意味。韮崎市の文化財を電子データにより記録することで、誰でも、いつでも、どこからでも、その情報にアクセスできることにつながります。



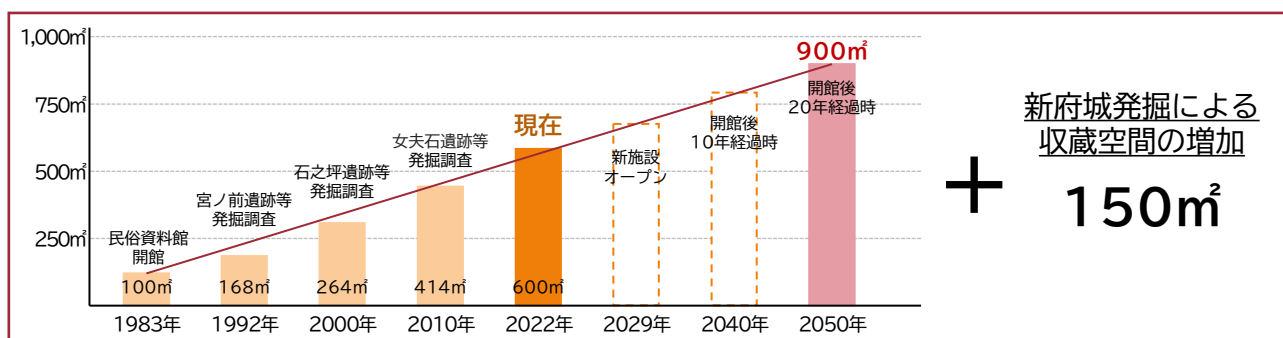
### (3) ニラノメ事業における収蔵空間

これまでの現在の文化財収蔵空間の面積を踏まえ、これからの活動を見据えるとともに、基本的な考え方を実現していくためには下記の視点や環境が必要と考えられます。また、ニラノメ事業では「中核施設」「地域施設」それぞれでの展開を視野に入れているため、その関係性も含めた検討が必要です。

#### ① 今後必要となる収蔵空間の面積

近年の文化財の収蔵面積の推移から予想すると、開館20年後には 約900㎡ が必要と考えられます。さらに、現在進行中の新府城跡発掘調査はこれまでにない規模の調査になることが予想され、約150㎡を加えて確保することが必要と考えられます。

#### <資料収蔵空間の変遷と、開館後の収蔵面積の推移予想>



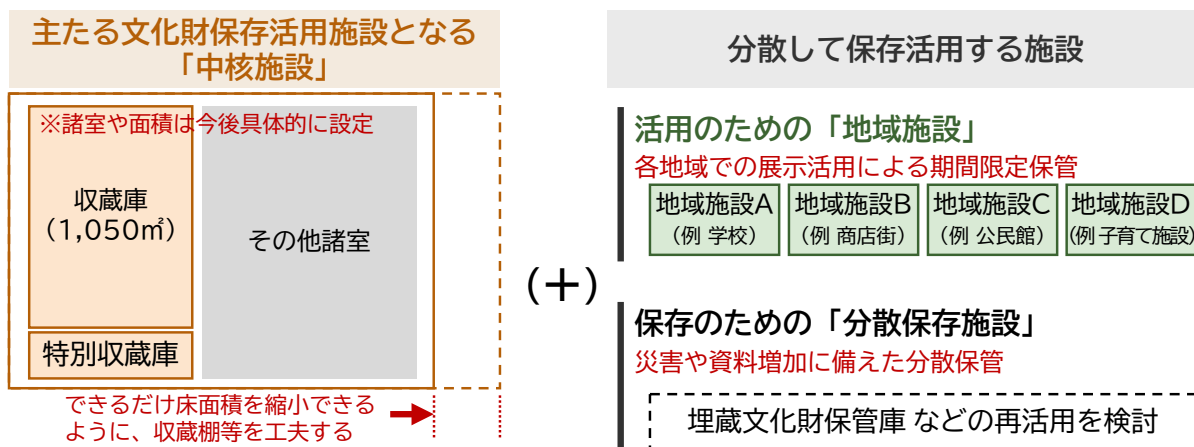
新施設開館時に用意しておくべき収蔵面積

**1,050㎡**

#### ② 今後の文化財収蔵空間の考え方

- ・ 基本的には「中核施設」において収蔵資料を集約して管理することが望ましいと考えられます  
→中核施設にできるだけ多くの資料を保存できる収蔵空間が必要不可欠  
→1,050㎡以上
- ・ 下記の視点でその他施設との連携を検討します
  - 「地域施設」における、資料の展示活用を中心とした地域施設での期間限定保管
  - 「分散保存施設」における、災害や資料増加に備えた分散保管  
(既存の収蔵環境は不適切なためそのまま活用できませんが、改修して再活用することも検討)

#### <文化財保存空間と施設の考え方>



#### (4) さらなる活用の展開「地域施設」の実現に向けて

##### ① 実現に向けた課題と対策

- ・ 地域施設での資料劣化を防ぐために、劣化しづらい資料を選定、時期をみた資料の入れ替え
- ・ 地域施設での資料紛失を防ぐために、保管場所・資料の一元管理、盗難防止のための設備、ルールの徹底必ず有人で管理することができる施設の選定
- ・ 管理のための人材成長を促すために、各施設運営者や市民パートナーとの響動、認定プログラムの開発

##### ② 実現による効果

- ・ 地域施設に分散収蔵することにより多くの文化財を収蔵・活用できるようになり、利用者の学習の幅が広がる
- ・ 中核施設の面積を部分的に縮小することができることによる、建設コスト低減
- ・ 地域施設にいつでも文化財があることで、市民に文化財を身近に感じ、活用してもらいやすくなる
- ・ 地域全体で文化財を共有することで、施設間の連携が強化され、チーム葦崎の一体感が生まれる
- ・ 施設どうしをめぐるプログラム等も開発しやすくなり、観光周遊にも貢献できる
- ・ 葦崎らしい、市民を巻き込んだオリジナリティあふれる施策(日本初をめざす)

これを実現することは「保存」「活用」を両面で考え、相乗効果を生み出すような  
ミュージアムの機能を市内施設と「共有」する、新たな取り組みです。  
市民が主役となり、市民と響動する葦崎ならではの活動が生まれていきます。

##### ③ 地域施設での保管・活用の例

地域施設での保管・共有ができる文化財には、その保管上の課題や活用しやすさを考えた場合に、条件を設定した資料の選定が必要です。

【条件】

- ・ 温湿度の変化の影響を比較的受けにくいもの
- ・ 同種類の文化財が複数個あり、多少劣化しても問題がないもの
- ・ 活用する施設のテーマに則したもの

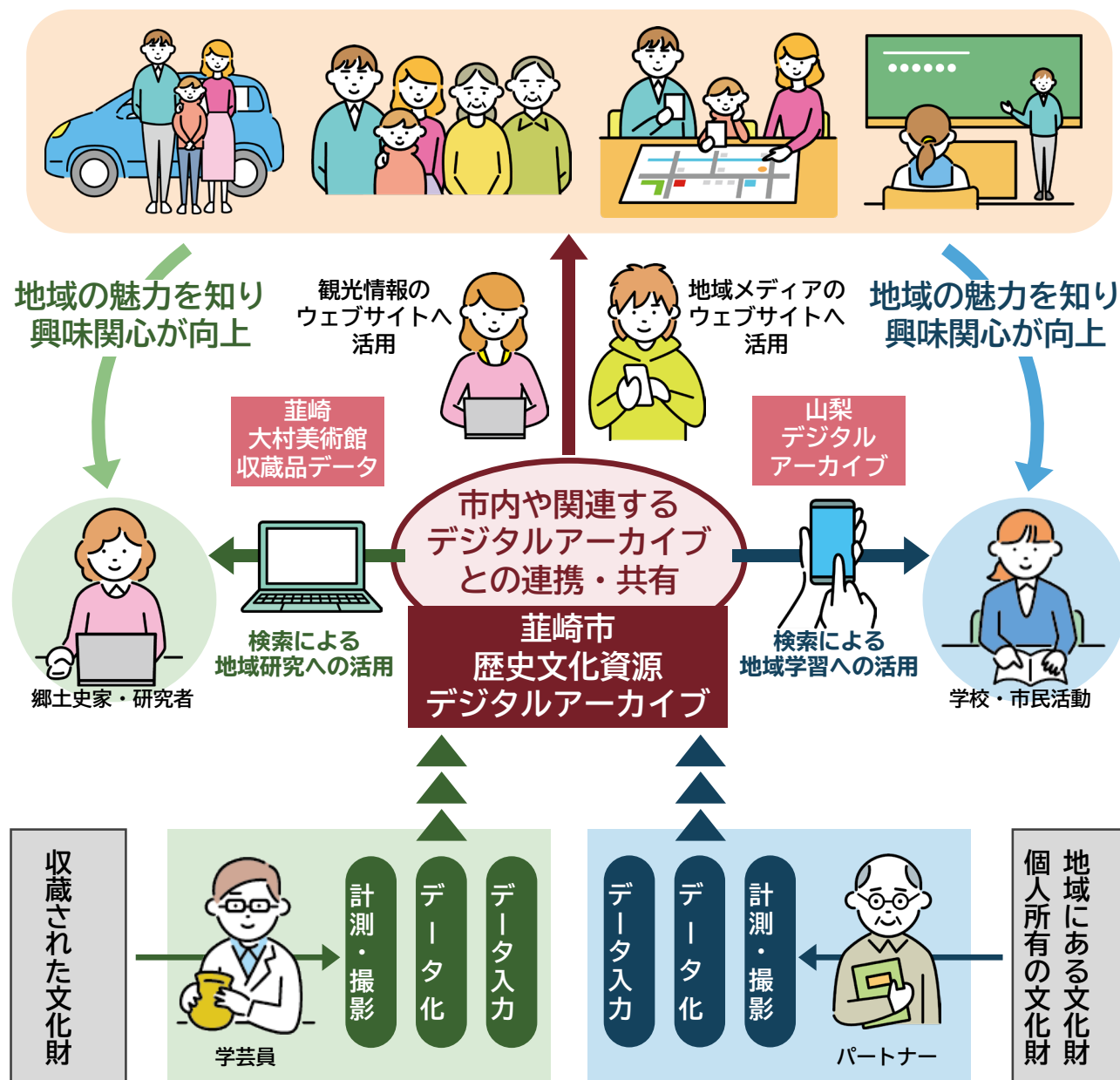
## (5) 活用を見据えた収集保存 デジタルアーカイブの構築

### ① デジタルアーカイブの考え方

学芸員や市民が保存された資料を活用していくために、資料を一元管理するデジタルアーカイブの構築をめざします。また、デジタルアーカイブは、本施設だけではなく市全体で活用していく循環を作ることで、さらなる価値を生み出すことが可能です。そのために、市民参画型の活動展開や、各組織が個別にもっているデジタルアーカイブを相互横断的に利用できるシステム作りを行っていくことを検討します。そうすることで、保存資料・デジタルアーカイブの活用により、観光周遊や地域活動の活性化が、本施設が中心となって展開していくことができると考えます。

<デジタルアーカイブの展開イメージ>

### 地域の価値を実感することができ市民活動や観光周遊につながる



## ② 市民参加型のデジタルアーカイブの重要性

地域の中に埋もれている歴史の痕跡等は膨大かつ気づかずに埋もれているものが多いですが、それらは葦崎を語るために重要な地域資産だと考えられます。ただしそれらを行政機関だけで把握することは困難であるため、ICTを活用した市民参画の方法を検討します。

### ■ 展開例

- ・ 中核施設に市民が日常的に資料をデジタル化できる「アーカイブスタジオ」を設置、個人所有の資料についても、市民自らが地域文化資源としてデジタル化できる仕組み
- ・ 市民が自ら自宅にある資料を撮影しデジタル化できる専用のウェブサイトやアプリ等を開発

※市民がデジタル化したデジタルアーカイブについては、資料の所有者に著作権の確認を行った上で、中核施設の展示等で積極的に活用していきける運用方法を検討していきます。この「デジタルアーカイブの権利」については、先進事例等を踏まえ、引き続き整理していく必要があります。

### ■ 利用者の想定

デジタルアーカイブの利用は大人だけを想定するのではなく、子どもにも日常的にデジタルアーカイブと触れ合ってもらえる活用方法を検討します。小学校の授業と連携し、町に眠る歴史文化資源をデジタル化していくということも考えられます。歴史や記録という行為に幼少期から親しんでもらうことで、大人になってからもその重要性を理解し、アーカイブ活動に参加してもらえる素地づくりを行うことで、若者の夢への響動や人材成長にもつながっていきます。

## 4. 調査研究活動

### (1) 基本的な考え方

収集保存された歴史文化資源の調査研究及び、その成果の公開、資料の公開や閲覧・貸出等を行います。資料や情報を一元管理することで効率的な研究を行い、その成果を展示活動をはじめとした事業全体へと波及させ、施設活動の根幹を支えていくために、下記の4つの視点を踏まえることが必要と考えられます。

#### ① 文化財の調査

収集・保存された歴史文化資源や発掘により出土した埋蔵文化財について調査を行います。調査研究活動の基礎部分として、まずはそれらの具体的な状態や事実をありのままに、そして正確に明らかにしていきます。特に葦崎には未だ解明されていない歴史や、史跡新府城跡をはじめとした新たな事実が明らかになりつつある史跡・遺跡も多くあるため、まずは調査を十分に行える環境や体制が必要です。

#### ② 学芸員による研究

専門的な知識を有する学芸員による歴史文化資源に対する研究を通して、葦崎の成り立ちや歴史文化資源の特徴、この地ならではの魅力といった、未知なるものの解明に挑戦し、市のさらなる発展や市民の夢実現に向けた情報を提供します。また、歴史文化資源に対する専門分野の研究に加え、その収集保存に対する科学的研究や、資料を活用するための教育学的な研究も活動のうちと捉え実践していきます。

#### ③ 市民による研究との響動

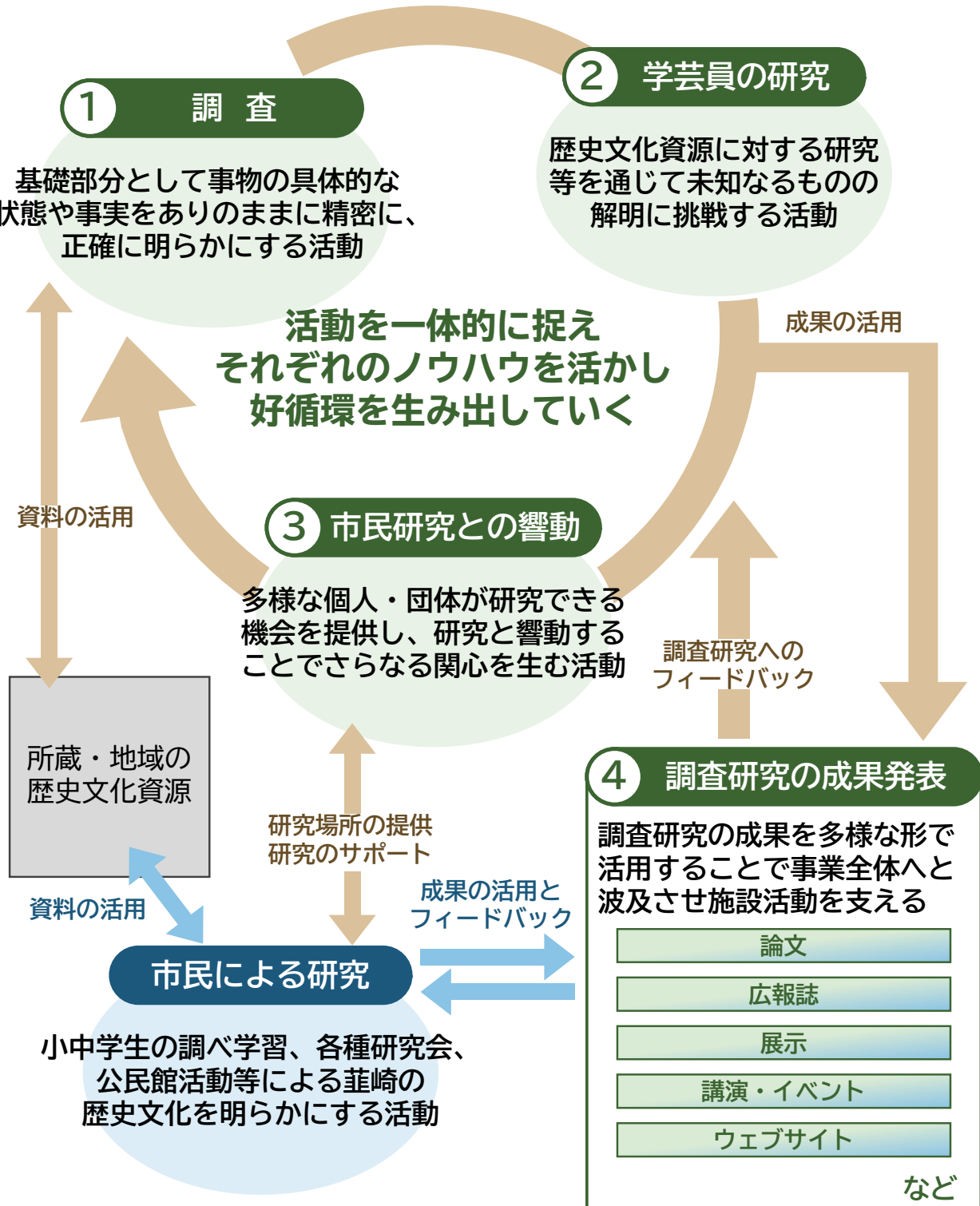
葦崎の歴史・文化に関心を寄せる多様な個人・団体の方々が、調査研究・活動できる機会を提供するとともに、要望に合わせた活動と響動することで、さらなる関心の発展へとうながします。また、地域学習や校外活動をはじめとした小中学校による活動とも積極的に響動します。

#### ④ 調査研究の成果発表

学芸員はもちろん、市民も自らの調査研究成果を発表することができる機会を提供します。調査研究の成果は施設内での展示や活動等において幅広く活用・発信し、新たな研究が生まれていく相乗効果のある循環をめざします。また、デジタルアーカイブや情報発信機能等と連携し調査研究の途中段階の様子(発掘の最新情報等)を発信することができる機能を設け、常に最新の情報が得られる仕組みをつくります。

<調査研究活動の全体像>

4つの活動を単体で考えず一体的に捉えることで施設の根幹となる調査研究活動の好循環を生み出していきます





## 5. 展示活動

### (1) 基本的な考え方

歴史文化資源の収集保存、調査研究の成果を整理・編集し、主に中核施設にて発信します。韮崎の文化的特徴を明らかにするためには、下記の4つの視点を踏まえることが必要と考えられます。

#### ① 自然景観と歴史の関係を伝える

七里岩、富士山と八ヶ岳の眺望に代表される韮崎の自然景観が歴史文化にどのように関係してきたかを訴求します。文化を語る上では、その舞台である自然他景観との関連は切り離せないため、この点をまずは重視して特徴を整理します。あわせて市内の史跡や現在の観光スポットを俯瞰することで「プロローグ展示」として本市の全体像への理解につなげます。

#### ② 特徴的なテーマを伝える

本市が持つ大きな歴史的特徴として、例えば縄文文化、新府城、韮崎宿、徳嶋堰などのキーワードが挙げられます。韮崎の歴史のはじまりから現代までの「通史展示」に加え、これら特徴的なテーマをピックアップする「テーマ展示」として扱うことも検討します。

#### ③ 新府城跡ガイダンスとして機能する

特徴的なテーマのなかでも、特に新府城跡は大きな比重を占めて扱うこととします。本展示により新府城跡への誘客を目指すとともに発掘の様子を見られるようにすることで、常に最新の成果を発信します。

#### ④ 文化財の最新情報を伝える

展示資料は今後の収集保存や調査研究を通じて増えたり変化する可能性があります。特に中核施設では、本市の文化財に関する最新の情報を発信していくためのシステムを整備することが求められます。

#### ⑤ 展示を活用して人材成長につなげる

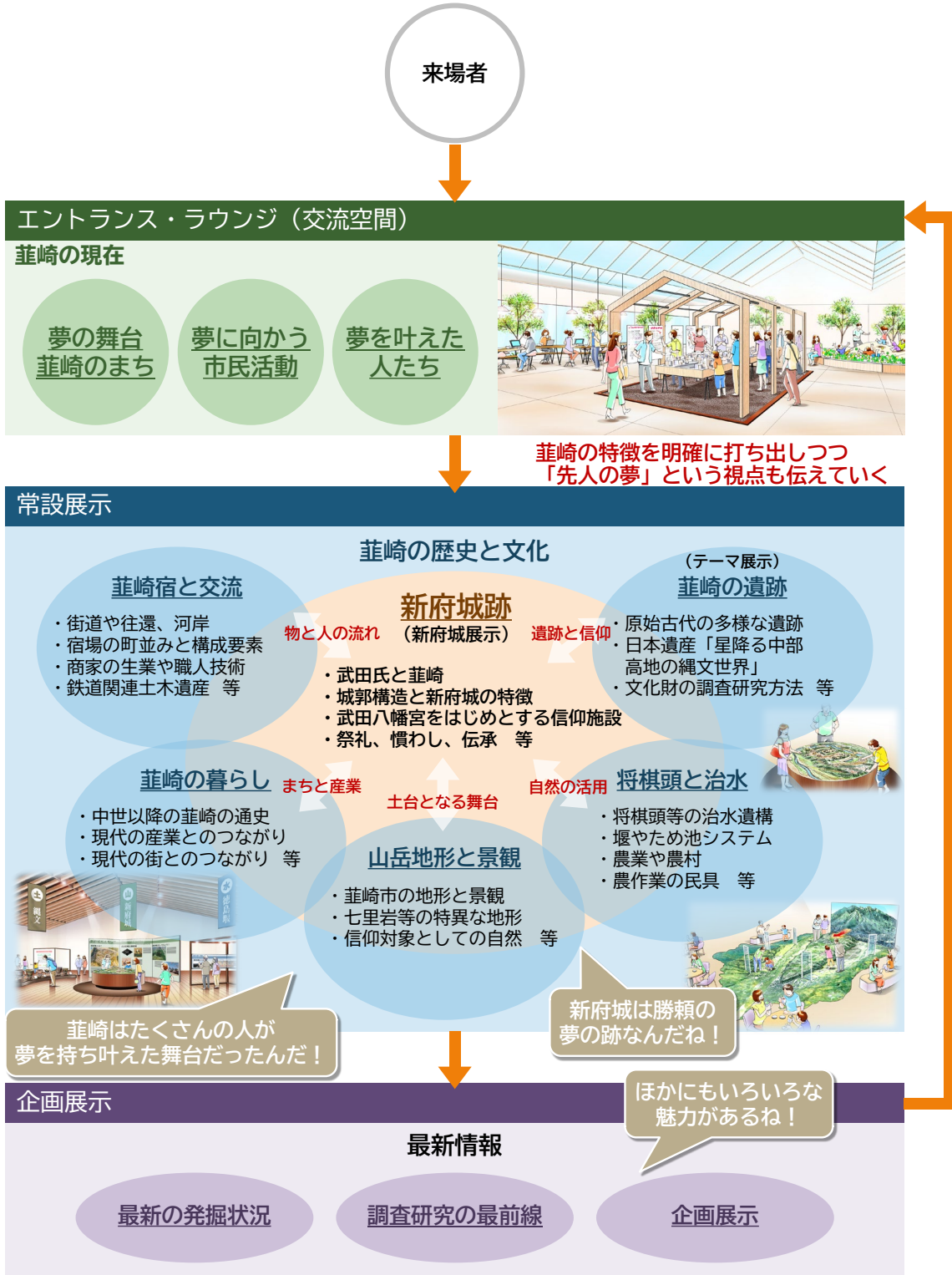
市民参加型のデジタルアーカイブや、交流を通じたワークショップでの成果を展示に活かすことで、市民の文化財に対する意識醸成や、本市の文化の担い手となる人材の成長につなげます。



<展示構成のイメージ>

新府城跡を通して韮崎全体の歴史文化を紐解くとともに、「夢」の大切さを伝える

本市の中で最も特徴的な歴史文化資源は新府城跡で、近年新たな事実も多く発見されており、今後も継続して市民や観光客から注目されていくコンテンツといえます。そして、七里岩、富士山と八ヶ岳の眺望等に代表される韮崎の文化的景観との関わりや、その成立の背景を紐解くことにより、本市の歴史文化の全体像への理解につなげることができるため、新府城跡を入口にその他多様な韮崎の歴史文化を発信する展開をめざします。また、展示室の前後には現在の韮崎の町の様子や「夢」のシンボルでもある大村博士と紐づけていく事で「夢」の大切さを発信していきます。



## (2) 展開・方策(案)

### ① 新府城跡の全体像を伝える(新府城展示)

#### 【概要】

新府城跡は本市にとって、戦国時代末期の様子を現代に伝える貴重な文化遺産となっています。

本市の歴史的なシンボルとして市民の生涯学習の場になるとともに、歴史を感じる魅力的な地域資源として、来訪者の観光誘客にも生かすことができます。

#### 【コンテンツ】

- ・ 武田氏と韮崎
- ・ 武田勝頼と家臣たち
- ・ 城郭の構造と新府城の特徴
- ・ 武田八幡宮をはじめとする信仰施設
- ・ 祭礼、慣わし、伝承 等
- ・ 築城の技術、工夫
- ・ 新府城ガイドス  
アクセス  
みどころ  
見学ツアーの案内  
最新の調査内容



### ② 新府城跡に関連するテーマで紐解く(テーマ展示)

#### 【概要】

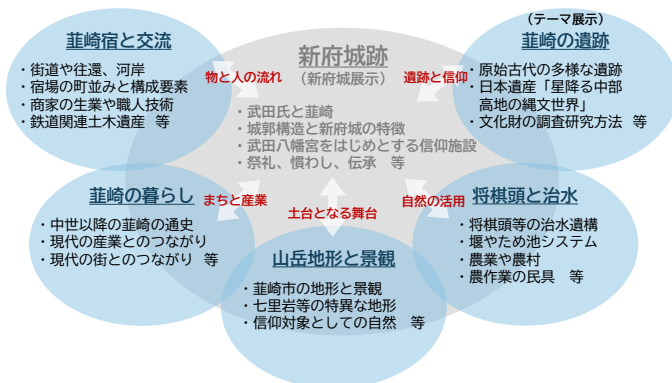
新府城を入口にその他多様な韮崎の歴史文化を紐解きます。これらをテーマごとに扱うテーマ展示として展開します。

#### 【コンテンツ】

下記のテーマをはじめとした複数テーマ。

テーマは更新する可能性もあるため柔軟性のある手法を検討。

- ・ 山岳地形と景観 (本市の地形と景観、特異な地形、信仰対象としての自然 等)
- ・ 新府城跡と交流 (街道や往還、宿場の町並みと構成要素、商家の生業や技術 等)
- ・ 将棋頭と治水 (将棋頭等の治水遺構、堰やため池システム、農村と民具 等)
- ・ 新府城跡の暮らし (中世以降の新府城の通史、現代の産業、街並みと市民活動 等)
- ・ 新府城跡の遺跡 (原始古代の多様な遺跡、日本遺産、文化財の調査研究方法 等)



### ③ 文化財の最新情報を伝える(企画展示)

#### 【内容】

市内の遺跡や新府城跡の発掘調査は現在進行形で調査研究が進められています。過去のできごとを展示するだけでなく、本市がもつ地域資源、文化遺産の現在の状況を伝えていくことが本質的な文化財活用につながると考えます。調査研究を通して分かったこと、もしくはいまは分からないけれどこんな仮説がある、など運営の中で最新の情報を発信していくための仕組みをつくります。

#### 【コンテンツ】

- ・最新の発掘状況
- ・調査研究の最新情報
- ・その他特別なテーマ
- ・他館連携

### ④ 展示を活用して人材成長につなげる【内容】

#### 【概要】

本市全体で文化財活用を進めていくにあたって、展示活動においても人材成長が欠かせません。展示や情報発信を通じて市民響動の機会を生み出し、活動を通して文化財への理解や、文化財を活かしてこれからの夢を創造していく人材が生まれていくことが求められます。具体的には展示と連携したワークショップや講座解説など「市民パートナー」の成長につながる展示活用を検討していきます。

#### 【コンテンツ】

- ・市民響動による展示制作(企画展示ワークショップ)
- ・デジタルアーカイブ展示を活用した参加型展示
- ・市民パートナーになるための文化財展示講座



## 6. 夢響動活動

### (1) 夢響動活動の背景

#### ① 夢響動活動の基本的な考え方となる「継承・発信すべき韮崎の特徴・魅力

夢響動活動は、これまでの博物館や城郭ガイド施設、埋蔵文化財センター、どの施設にも無いニラノメ事業独自の試みです。「夢を語り、叶える 韮崎」だからこそできる、「文化財から市民の夢を共に生み、育てていく」活動を試みます。そして、市民との協働が市全体へと「響き渡り動きだす」活動として「響動」という名前を充てることで、創造的に活動していく事をめざします。

#### < 韮崎の特徴・魅力と夢響動活動のめざす姿 >



#### 韮崎の地が生み、育んだ数々の夢や想いが「歴史文化資源=先人の夢」として残っている



「歴史文化資源=先人の夢」は

現在の「市民の夢」を実現するために役立てることができる

歴史文化資源を背景に、市民の夢と一緒に描き、育てていくことで  
韮崎の魅力を実感し、韮崎で暮らし続けたいと感じてもらうための事業へ

## ② なぜ「夢」なのか？

前述の通り、韮崎はこれまでも先人が多くの夢を叶えてきた土地であり、夢の跡が文化財として数多く継承されています。そして、それらの文化財はこれからの市民が夢を叶えるためのヒントにもなり得るものと考えられます。このことを夢響動活動のなかで伝え、活かしていくべきだと考えます。

### ■ 本活動のあるべき姿

本活動は過去から現在を通じて未来を共に創る役割を担っていきたいと考えています。ただし、展示や情報発信だけでは未来を想像することはできても、市民それぞれの夢を共に描き創造することは難しいです。そこで、さらなる活動を通じて、市民の夢のために響動する機会をつくっていくべきだと考えます。



歴史文化資源を背景に過去・現在・未来をつなげる

### ■ 韮崎市第7次総合計画

本市の「まちづくりの基本方向」の文脈においても、「夢をもつこと」の重要性が語られています。歴史文化の視点でも、この方針に沿って活動を展開していくことで、分野を横断し市全体として市民が豊かに暮らせるまちをめざすべきだと考えます。

## (2) 基本的な考え方

本活動においては文化財を活用することで市民の夢(やってみたいこと)実現へと響動する取り組みを行います。この取り組みにおいては、下記の3つの視点を踏まえることが必要と考えられます。

### ① 展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動

文化財を中核施設・地域施設での展示として活用し、さらに施設での交流を通じて、市民の夢を共に探求し、その夢を実現するための響動を行います。具体的には施設でのワークショップの開催、交流する場の設定、交流促進のためのファシリテーションという、市民や来館者どうしのコミュニケーションを活性化することがあげられます。

### ② パートナー活動を通じた夢への響動

ニラノメ事業における「収集保存」「調査研究」「展示」を行政だけで展開せず、この事業活動に参加したい、響動して夢を叶えたいという市民を募集し「パートナー」として共に活動に参加していただきます。市民にとっては自らの夢実現につながり、行政にとっては新たな価値創造や担い手の育成につながるような、どちらにも価値のある関係を構築することで、市民が積極的に関わりたくなる、市民主体の活動をめざします。またこの関係により、持続的にニラノメ事業に関わる人を増やしていくことも視野に入れ取組みます。

### ③ 市民の夢と響動する専門職員の成長

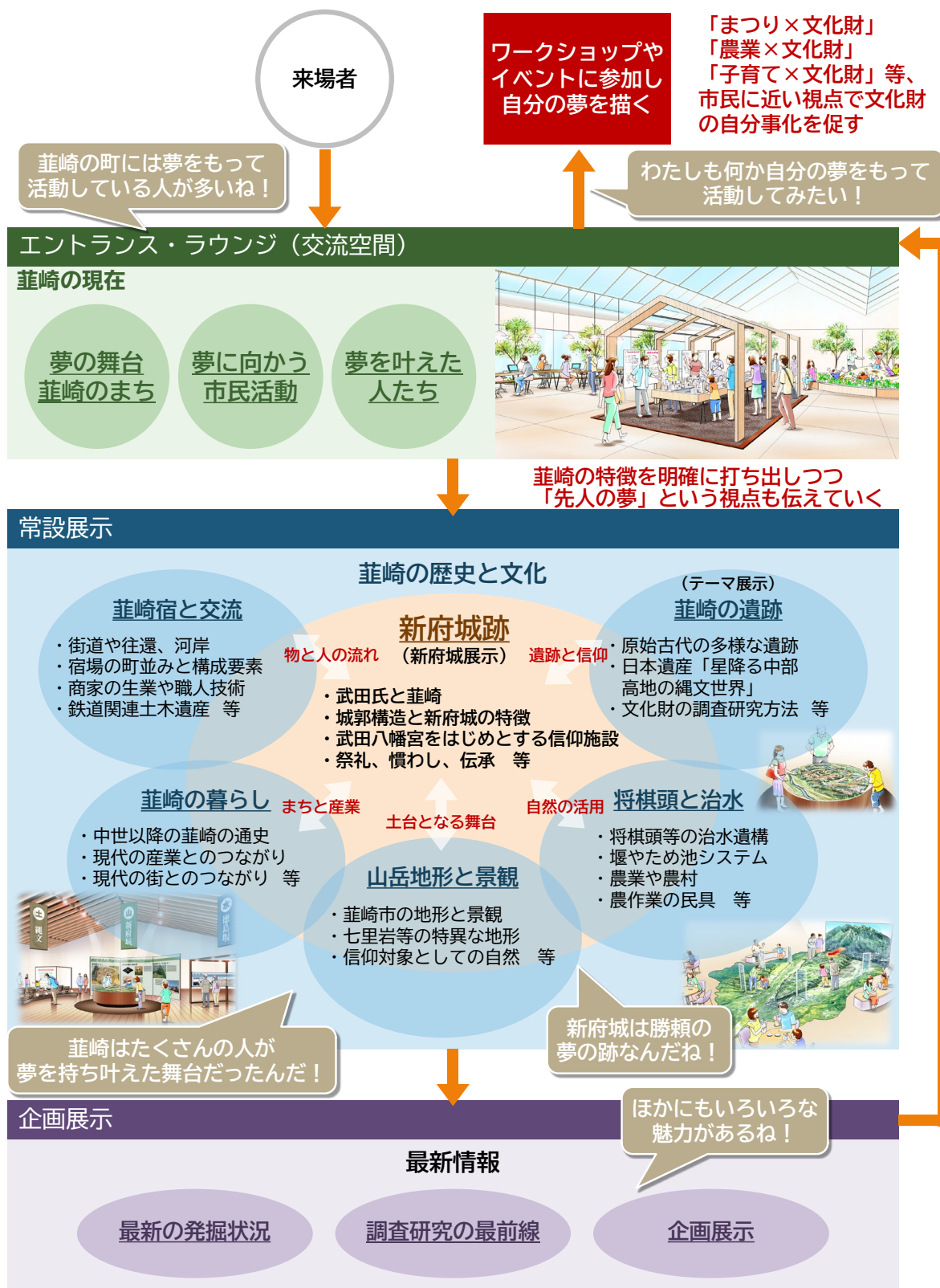
上記①②の活動を展開していくための専門職員を確保します。文化財に関する専門知識を有する「学芸員」に加え、市民との響動に長けた「夢サポーター」、市民パートナーをまとめていくための「パートナーリーダー」といった役割の職員が必要になると考えられます。また、これら専門職員を確保するだけでなく、それぞれの成長の機会を継続的に確保します。

(3) 「展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動」とは

① 「展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動」のあり方

夢響動活動は特に中核施設での展示・交流を通じて行っていきます。たとえば下記の図のように、展示を見終わった後にワークショップやイベント等の活動を通じ、市民の夢を共に探求し、その夢を実現するための活動を行います。

<本活動でめざす体験>





② 「展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動」に向けて必要なこと

現在本市では本活動以外にも「市民の夢を実現するためのサポート」に関連する活動がいくつも展開しています。したがって本活動ですべてを担うわけではなく、それらの活動や場所と連携することを重視し進めていきます。この連携により「歴史文化ならではの」視点を提供することで、既存活動の質を高めていく事にもつながると考えます。

例)

- ・ 青少年育成プラザ ミアキス:「シラカンパ」というプログラムで青少年と彼等を応援する人や組織をサポートする仕組み
- ・ にらさき愛育成 Comeback 支援プロジェクト:学生向けに地元での仕事を具体的に体験するキャリア教育プロジェクト
- ・ 移住定住相談窓口支援事業:「韮崎で何かを始めたい」人を募集しながら、その実現をサポートする資金や住まいを援助する仕組み

ミアキスや移住相談窓口との連携による  
夢実現に向けた「歴史文化ならではの」響動



歴史文化の背景を踏まえて地域の魅力を理解してもらっただけでも、生き方が広がる

夢の描き方が分からない人のための  
夢響動ワークショップをミアキスと共同開催



「自分のやりたいこと」が見つかりと積極的な活動が増えていく

ファシリテーターによる  
来館者へのコミュニケーション、交流の場



展示を見た後にファシリテーターとの交流の場があると、夢を描きやすくなる

韮崎の現在のまちの様子や  
活動している人の情報を発信する場



まちの模型があると現在の様子や夢実現に向けたフィールドが想像しやすい



③ 「展示・交流を通じた夢の探求と実現への響動」ストーリーの例

**1 ニラノメ事業に出会う**  
- まちなかで無関心が関心になる

まちなか地域施設サテライトで、まずは多くの人に本事業や中核施設に興味を持ってもらう



**2 文化財を市民に開く**  
- そのとき、中核施設では…

来館者や市民が使いやすいように実物・デジタルの両方で文化財を収集保存、整理し発信する



**3 歴史から学び気づく**  
- 中核施設で展示を体験すると…

葦崎の土地の成り立ちや、先人たちの夢の歴史を体感し、自分の夢や活動に活かすヒントを見つける



**4 交流し地域に触れる**  
- 展示体験後、休憩していると…

地域で活動している人と交流することでモチベーションが高まり、自分でも何かやってみたいと思う



**5 自らの夢を考える**  
- 改めて地域を見つめると…

葦崎の模型を眺め、改めて地域を見つめ、自分なら何をやってみようかアイデアを発想し、動き出す



**6 夢に向かって実践する**  
- みんなで夢を共有すると…

夢に向かって仲間を増やしたり資金を調達することで、実際にまちなかへと活動を展開していく



**7 自分の夢が実現する**  
- 多くの人々が輝く葦崎へ

夢を実現することで、まちに賑わいが生まれ、新たな葦崎の魅力が生まれ、どんどん豊かに暮らせる



背

景

基本的な考え

収集保存

調査研究

展

示

夢響動

施

設

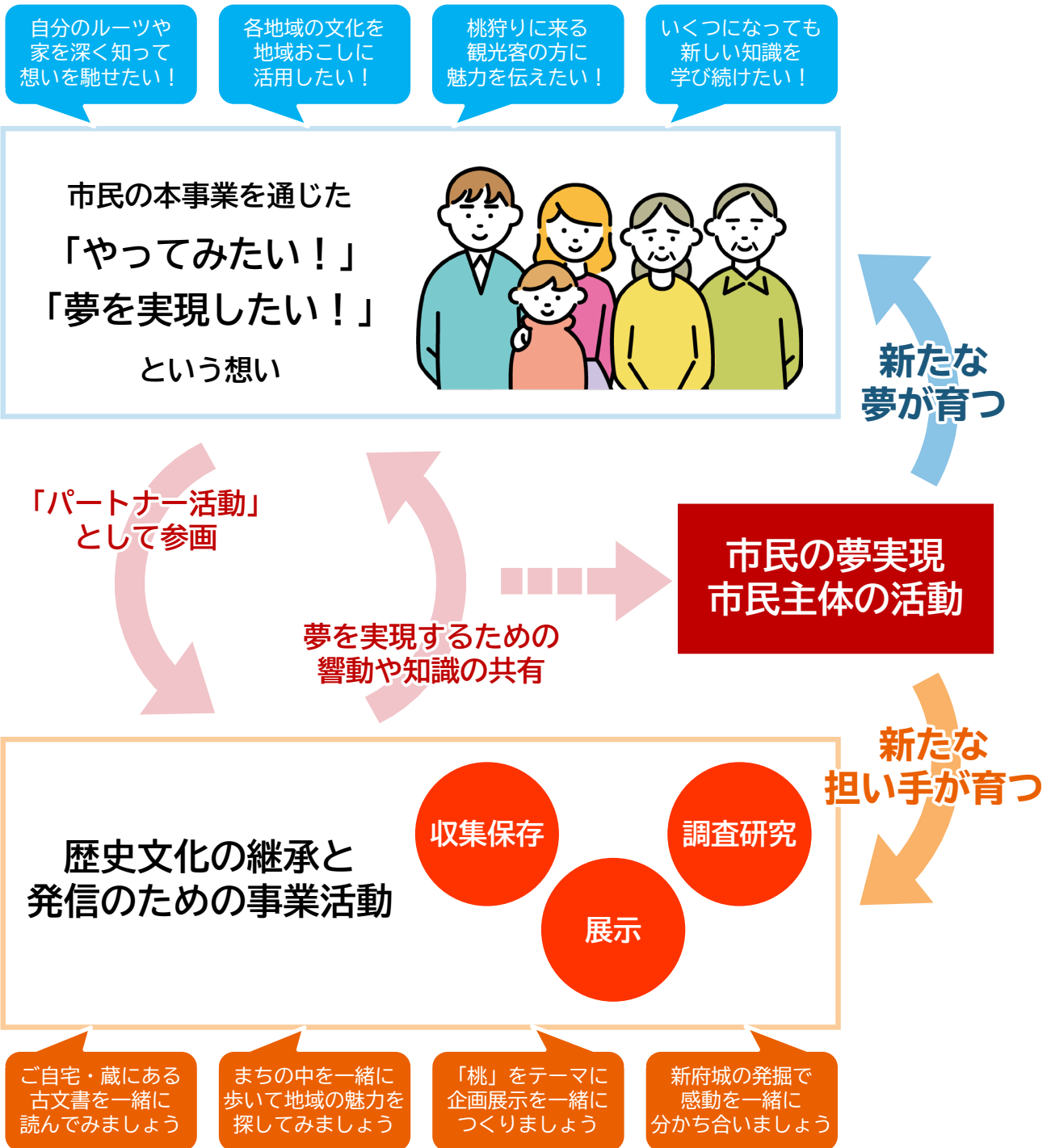
その他

#### (4) 「パートナー活動を通じた夢への響動」の考え方

ニラノメ事業における「収集保存」「調査研究」「展示」は行政だけで展開せず、この活動に参加したい、響動して夢を叶えたいという市民を募集し「パートナー」として活動に参画していただきます。この「パートナー活動」により、市民が積極的に関わりたくなる、市民主体の活動をめざします。またこの活動により、持続的にニラノメ事業に関わる人を増やしていくことも視野に入れ取組みます。

##### ① 「パートナー活動」の位置づけ

パートナー活動は、市民の「やってみたい」「夢を実現したい」という想いや考えに対し、文化財を通じて実現に向けた響動をしていくものです。一方でニラノメ事業にとっては、響動することで収集保存・調査研究・展示それぞれの事業活動が充実するというメリットもあります。市民にとっても行政にとっても価値のある活動をめざし響動していきます。



## ② パートナー活動の具体的なイメージ

パートナーのみなさんの夢ややってみたいことを募集、発掘し、それぞれの夢に応じたパートナーとして響動を試みます。一方でそのパートナーのみなさんの適切な管理も本活動の中で行う必要があります。そのための管理者を「パートナーリーダー」と名付け、パートナーの発掘から響動までを取り組んでいきます。

パートナー活動はたとえば下記のような視点で分類し管理していきます。

### <パートナー活動の例>

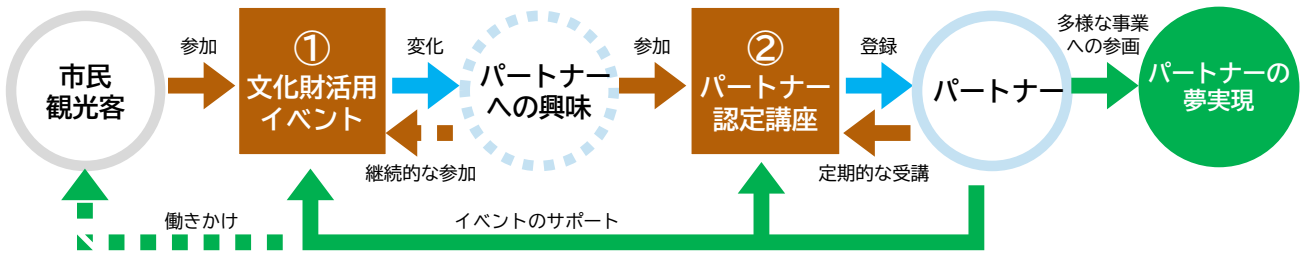
パートナーの夢・やってみたいこと (例)		パートナーとの響動内容 (例)
<p>韮崎の文化財に触れたい！ 文化財を幅広く知りたい！ という方と積極的に響動</p>	▶	<p><b>収集保存 パートナー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民みなさんの自宅や蔵に眠る文化財の収集</li> <li>・収集された文化財の仕分け、データ化作業</li> <li>・デジタルアーカイブへの登録作業</li> </ul>
<p>専門的な知識や技術を身につけたい！ 地域資源を深く知りたい！ という方と積極的に響動</p>	▶	<p><b>調査研究 パートナー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査への参加</li> <li>・フィールドワーク調査の際に響動し、住民目線での地域資源の掘り起こし</li> </ul>
<p>地域の魅力を発信したい！ 地域の魅力を自分なりに活用したい！ という方と積極的に響動</p>	▶	<p><b>展示 パートナー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展示の計画や制作／施工の補助</li> <li>・展示解説キャプションを市民目線で作成</li> <li>・地域の魅力を発信する観光案内</li> <li>・新府城のアテンドガイド</li> </ul>
<p>他の人の夢を応援したい！ 仲間と一緒に盛り上げたい！ という方と積極的に響動</p>	▶	<p><b>夢響動 パートナー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーターの活動と響動し、来館した市民の「夢響動」への創発を促す活動</li> <li>・市民の夢実現に向けて、仲間を募ったり、一緒にイベントを運営</li> </ul>

パートナー募集・パートナーの夢響動活動は  
 基本計画や設計段階からプログラムを準備・開発していきます



### ③ パートナーを増やしていくための方策

パートナーを増やしていくためには、単に募集するだけではなく、イベント等を入口にした機会創出が重要です。そこで、まずは既存の取組みを中心としてパートナーを増やしていくことをめざします。



- ① 文化財活用イベント 誰でも参加できる教育普及活動や、他部署等が管轄する文化財を活用した活動
- ② パートナー認定講座 パートナーに興味がある方を対象にした、パートナーを認定するための専門的な講座

### ④ 「文化財活用イベント」既存の取組みの例

パートナーを募集する第一歩として、既存の教育普及活動や他部署の活動支援を継続して実施していきます。イベント時にあわせてパートナーの募集をすることで、効果的に「②パートナー認定講座」への参加を促します。

新府城発掘調査報告会  
(教育課 文化財担当)



武田の里ウォーク  
(教育課 スポーツ振興担当)



にらちびフェスティバル  
(子育て支援センター)



日本遺産関連イベント



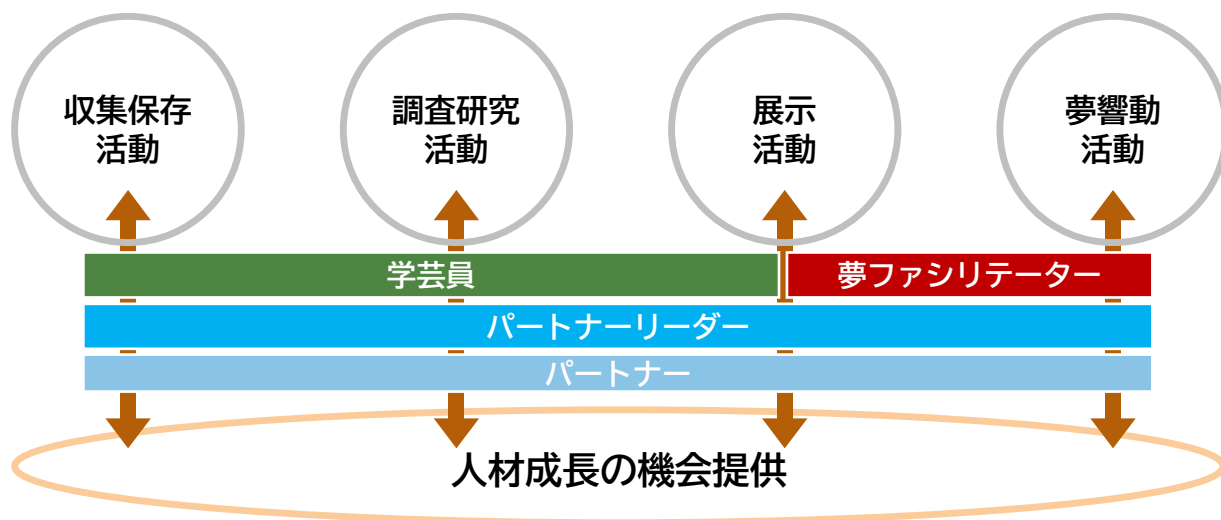
これまでの「教育普及イベント」の「夢を描き育てる活動」への発展が重要と考えます。パートナー候補とのつながりづくりを目的とし文化財による地域づくりを担っていきます。

## (5) 「市民の夢と響動する専門職員の成長」の考え方

### ① 活動と専門職員の位置づけ

文化財を通じて市民の夢を実現する本活動を積極的・持続的に展開していくためには専門職員が欠かせません。そして、その職員もまた「やってみたい」と思える、職員自身が夢を持って取り組める環境が必要です。そのために、それぞれの職員が成長できる機会を適切に設けることで、職員にとってもやりがいのある活動をめざします。

#### <活動と専門職員の関係>



#### (専門職員の概要)

##### 学芸員

施設の根幹である「収集保存活動」「調査研究活動」を支え、その成果を「展示活動」へ活かす人材。

##### 夢ファシリテーター

展示や交流を通じ、先人の夢から市民の夢を共に描き実現に向け響動する「夢響動活動」を展開する人材。

##### パートナーリーダー

市民を中心とした一般の方々を対象に、活動全体を通じて響動する「パートナー」のまとめ役となる人材。

## 7. 中核施設

### (1) 基本的な考え方

新たな中核施設は、本市の文化や歴史だけでなく、まちづくりや観光にあたって重要な役割を担います。そこで施設の整備にあたっては、下記の視点を踏まえることが必要と考えます。

#### ① 安全・安心で市民が集いやすい施設

施設の維持管理や文化財保護の観点からも災害に強く耐火性・耐震性を有する安全な敷地や施設が必須です。また、安心して市民が訪れやすく、地域に開かれた施設となる必要があります。ここから本市・市民の未来をつくるための拠点となる活動が生まれるような環境が求められます。

#### ② 「葦崎文化の芽(ニラノメ)事業」の中核となる施設

本事業は中核施設だけで成り立つのではなく、地域施設とのつながりも重要なポイントです。中核施設を訪れた後に地域施設へと訪れたいくなる、逆に地域施設を訪れた後に中核施設を訪れたいくなる、相互関係を強く感じさせるような工夫が望ましいと考えます。

#### ③ 新府城跡見学への入口となる施設

本施設は、新府城跡のガイダンス、新府城跡へと誘い現地を見学したくなる気持ちにさせることも重要な役割の1つです。そこで新府城跡へのアクセスも良く、魅力を感じられるような敷地に立地することが望ましいと考えます。また同時に新府城跡を取りまく歴史文化的景観を考慮し、施設が眺望の邪魔にならない等の配慮も求められます。

#### ④ 文化的景観を意識した施設

葦崎の大きな特徴である「文化的景観」を壊さず、馴染むような立地、施設外観が必要です。施設に来館した時、施設の中、施設から出た後、それぞれで魅力を感じられる工夫が求められます。

#### ⑤ 適切な文化財保存環境を有する施設

市所有の文化財の保存と、他施設からの借用資料の一時保管に対応する機能・設備が必要です。収蔵空間をはじめとした諸室は適切な管理ができる設備が求められ、管理者が管理しやすい諸室配置や動線計画が必要です。その具体的な内容については基本計画で明らかにすることとします。

#### ⑥ 維持管理しやすく持続的な施設

本事業・本施設を持続的に運営し、来館者へのサービスを充実させるためには管理しやすい施設・設備が必要です。収集保存活動・調査研究活動を効率的・経済的に行うことができ、展示活動・夢響動活動を魅力的にする計画が求められます。



## (2) 中核施設に必要な設備や施設の考え方

### ① 諸室リストと機能

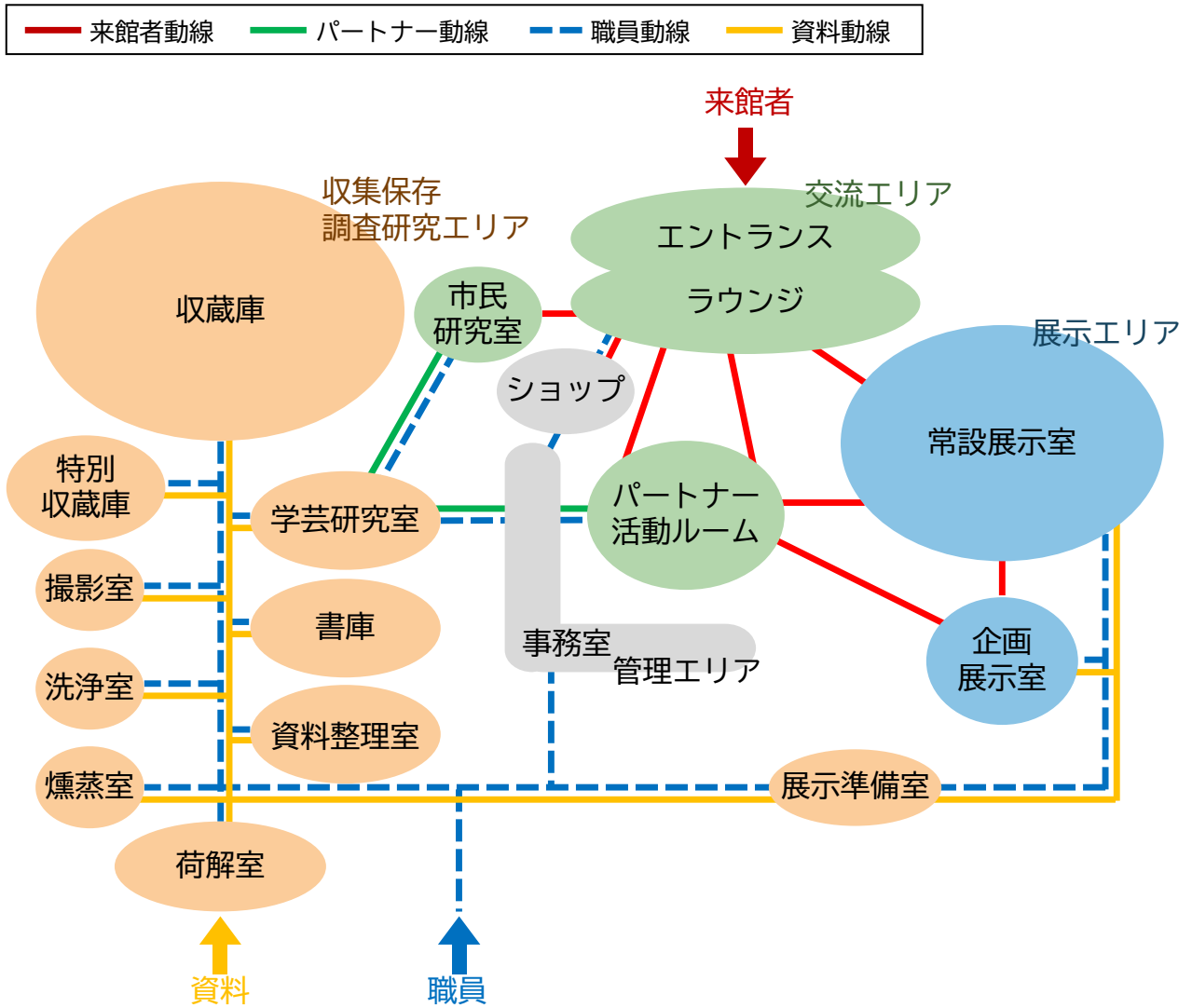
中核施設に必要な諸室機能を参考に示します。諸室の規模や具体的な設備、ゾーニングについては、計画段階で人員数などを踏まえ具体化していくものとしします。

エリア	室名	求められる機能
収集保存	収蔵庫	館蔵の考古資料、歴史資料、民俗資料を中心とした文化財を収蔵する。現状は複数の収蔵空間に渡って保存されている文化財を必要に応じて集約・分散して保存し、今後の増加を考慮した必要規模を備えることを想定する。
	特別収蔵庫	特に細かな温湿度管理が必要とされる館蔵の文書や金属資料等に加え、借用資料等を保存する、恒温恒湿機能や適切な消火設備などを備える収蔵庫。
	搬入口・トラックヤード	外部から車両を収容し、施設内部へ安全に資料の搬入・搬出を行うための設備を備える閉鎖空間。
	荷解室	搬入資料の開梱作業を行い、資材等を保管する。
	燻蒸室	施設内への虫菌害を防ぐために、外部より運ばれてきた収蔵品を害虫駆除や防カビ、殺菌を行う。
	洗浄室	出土した遺物を丁寧に洗浄し、土や汚れ等を除去し保管する。
調査研究	資料整理室	本市の埋蔵文化財の発掘調査(屋内・外の作業)や研究などを行う埋蔵文化財センター機能と、収蔵された資料を調査する博物館機能をどちらも有する。外部から室内の様子を見ることができたり、場合によっては遮蔽することができる設備を備える。デジタルアーカイブの活用や他諸室とのアクセス性を特に重視する。
	学芸研究室	学芸員が調査研究を行う。外部から研究室の様子を見ることができたり、場合によっては隠すことができる設備を備える。また、学芸員がいなくても研究の様子を紹介できるように情報発信性にも配慮する。
	資料撮影室	収蔵される前、された後の文化財、借用資料等を撮影する。デジタルアーカイブへの活用が行いやすいような設備を備える。
	書庫	調査研究に資する書籍や他館・研究者の文献資料等を保管する。必要に応じて市民や外部研究者が活用可能な場とする。
	展示準備室	
展示	常設展示室	新府城から葦崎の歴史文化の全体像を紐解き紹介する。新府城展示やテーマ展示等、今後具体的な展開とゾーニングを検討する。
	企画展示室	館独自の企画展示、借用資料による特別展示など場合に応じて自由に内容を変えられる柔軟な展示室。最新情報を発信する。
交流	エントランス・ラウンジ	市民が施設に入りやすく、目的が無い方でも自由に過ごせ、施設に来る敷居が下がるよう、ラウンジ機能をもつエントランス。近隣住民が憩う、学生が放課後に自習する、観光客が休憩するなど多用途を見込む。
	市民研究室	市民や外部研究者が研究を行うことができる。アクセスが良く外部から活動の様子が見えるような配慮を行う。
	パートナー活動ルーム	事業へと積極的に参加していただくパートナーの控室やパートナー認定講座を開催するための場。また夢ファシリテーターが常駐し、展示を見終わった来館者とコミュニケーションをとったり、夢を考え膨らませるワークショップを開催する等、多目的に活用することができる。
管理	事務室	諸室へのアクセス性を特に考慮する。
	ショップ	本事業に関連する刊行物、商品、土産物等を販売する。
	その他	風除室、便所、ロッカー、倉庫等を適宜確保する。
機械	機械室など	空調機械室、電気設備室、給排水設備などを適宜確保する。

② 諸室の機能構成

これまでの4つの活動像を踏まえると、中核施設には下記のような諸室構成が必要と考えられます。基本構想で示すのは諸室同士のつながりや関係性が分かる「機能構成(ゾーニング)図」とします。今後基本計画の段階で再度本図を整理すると共に、諸室の規模を設定することとします。

<中核施設の機能構成図>

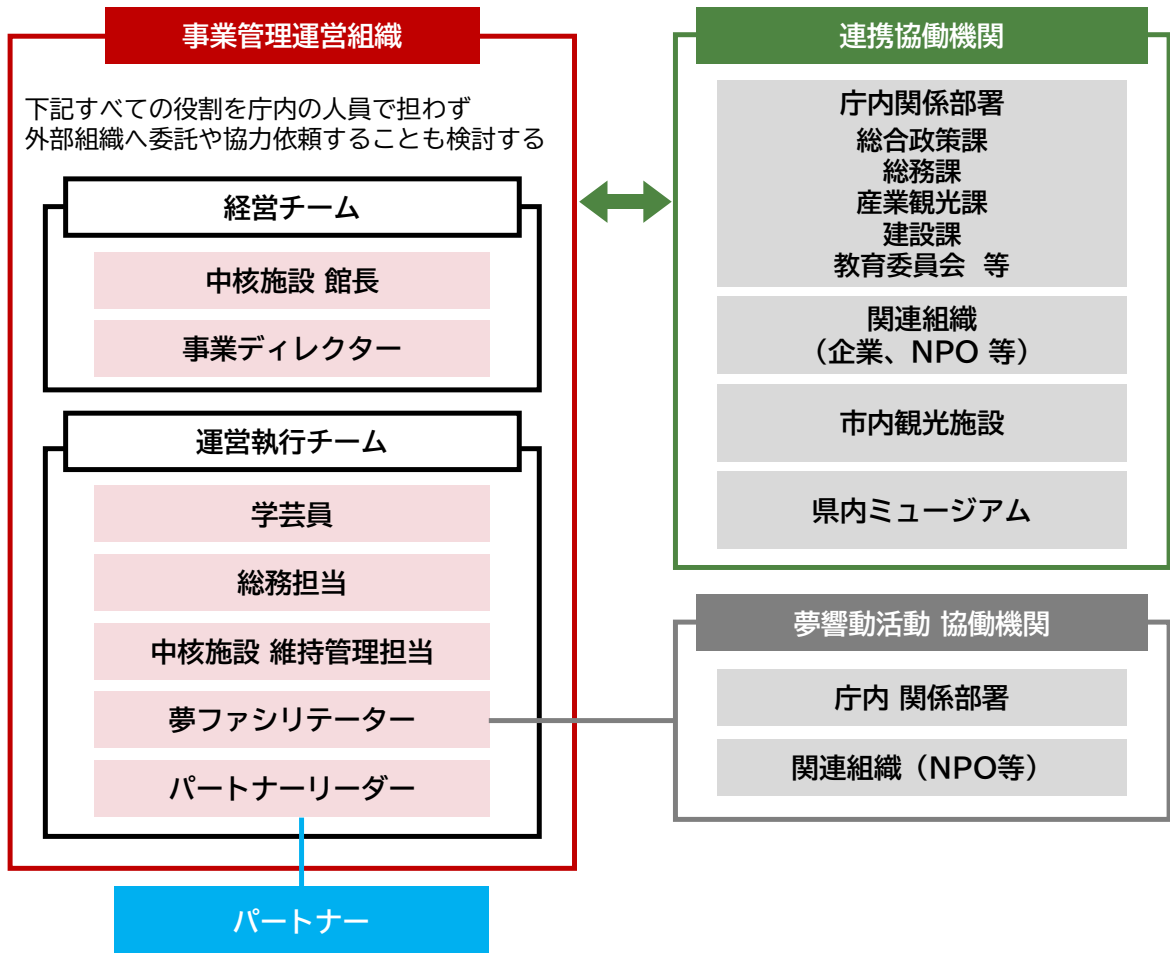


## 8. その他

### (1) 事業の運営体制について

ニラノメ事業を運営していくためには下記のような「事業管理運営組織」が必要と考えられます。また、その組織の中には経営チームと運営執行チームを設け、それぞれ専門的な役割を担う人材が必要と考えられます。人材については求められる役割を記載していますが、具体的な人数や担当については基本計画のなかで明らかにしていきます。この組織が外部機関やパートナーとの響動・連携を図り積極的・効率的な運営を行っていきます。

#### <本事業を運営していくための役割・体制>



#### 中核施設 館長

本事業における中核となる施設の管理及び経営の統括責任者としての役割。統括だけではなく連携響動機関との関係構築のまとめ役となる。場合によっては館長を補佐する副館長を置く可能性もあり。

#### 学芸員

収集保存活動、調査研究活動、展示活動を主に担当する。日常的な業務の他にイベントや出張授業と言った専門性の必要な活動にも参加する。場合によっては学芸員の中でリーダーを置く必要もあり。

#### 中核施設 維持管理担当

中核施設における施設(建築物)や設備、展示機器や備品等の維持管理を行う担当。必要に応じて修繕計画を立案し予算確保に向けて活動する。

#### パートナーリーダー

市民を中心としたパートナーの認定・管理の責任者。パートナーとの日々のコミュニケーションの他、関連するイベントの企画や運営を行う。

#### 事業ディレクター

多岐にわたる本事業の活動全体を見渡し、これらを円滑に遂行するための事業責任者の役割。中核施設館長とともに経営的視点を持つとともに、連携響動機関との調整の主体となる。

#### 総務担当

本事業・中核施設での総務を担当する。必要に応じて広報や施設の市民利用の受付といった日常業務全般のサポートを行う。

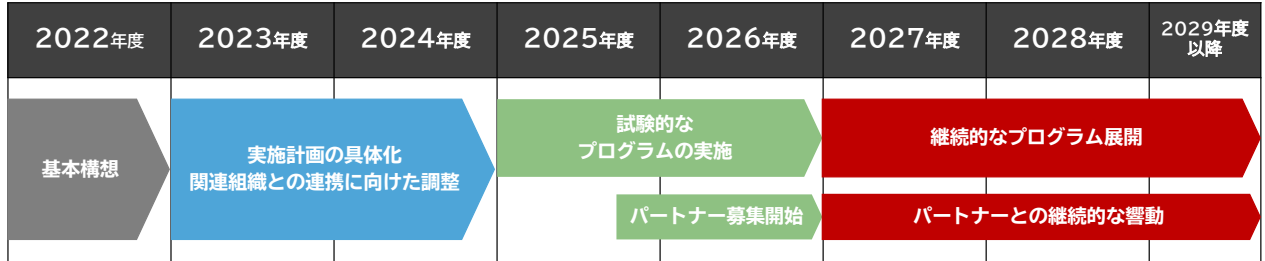
#### 夢ファシリテーター

夢響動活動における「歴史文化資源を背景に市民の夢を育み支える」ための活動全般の責任者。中核施設での市民交流を促したり、関連するワークショップ等のプログラムの企画や運営を行う。

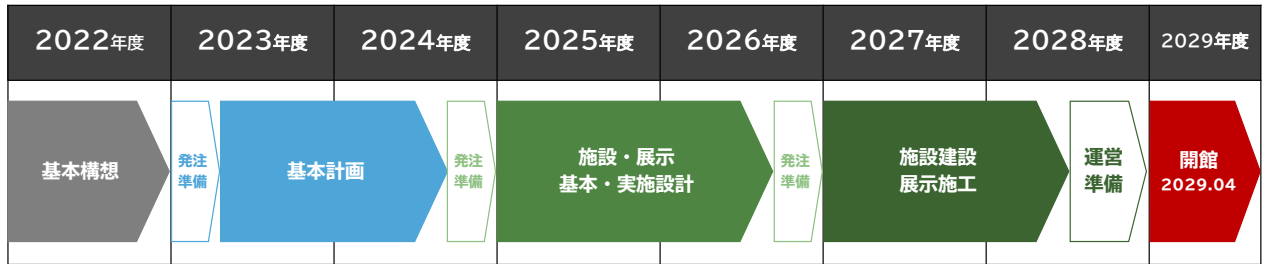
## (2) 事業のスケジュールについて

本事業全体の具体的な実施、中核施設の建設にあたっては長期的な視野を持って取り組むことが必要です。そのために、下記のスケジュールを基本としながら、随時調整を図り進めていきます。

### ■ ニラノメ事業の実施スケジュール



### ■ 中核施設の運用開始までのスケジュール



## ○博物館法

昭和二十六年法律第二百八十五号

### 博物館法

#### 目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 登録(第十一条—第二十二條)

第三章 公立博物館(第二十三條—第二十八條)

第四章 私立博物館(第二十九條・第三十條)

第五章 博物館に相当する施設(第三十一條)

#### 附則第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)及び文化芸術基本法(平成十三年法律第四百四十八号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。)を含む。)をいう。

##### (博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。



5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四百条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第四百条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第十条 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。))の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。))の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人(イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。))を除く。)

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二條 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

### 第三章 公立博物館

(博物館協議会)

第二十三條 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四條 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長)が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五條 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十六條 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七條 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八條 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十九條 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第三十條 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

### 第五章 博物館に相当する施設

第三十一條 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。)

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一四日法律第三〇五号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三〇年七月二日法律第八一号) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の博物館法(以下「旧法」という。)第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法(以下「新法」という。)第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。

3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第

五条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。

4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附 則 (昭和三一年六月三〇日法律第一六三号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月三〇日法律第一五八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年六月一日法律第九六号) 抄 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則 (昭和三五年一二月二日法律第七八号) 抄

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年一二月四日法律第九三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成三年四月二日法律第二三号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月二日法律第二五号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年一二月二日法律第八九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法



律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞ

れの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十一年一月二二日法律第二二〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十三年七月一日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成十八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成十九年六月二七日法律第九六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一日法律第五九号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二四日法律第七四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第一百五(駐車場法第四条の改正規

定を除く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第百八十七条(鳥獣の保護及

び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの

法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月三十一日法律第四一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年四月一五日法律第二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法(以下こ

の条において「新博物館法」という。)第五条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定にかかわらず、この法律の施行の日(次項及び第四項において「施行日」という。)以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

3 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法(次項及び第六項において「旧博物館法」という。)第十一条の登録の申請であって、この法律の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第十八条第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、新博物館法第十八条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一条第二項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



○ 韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会要綱  
令和4年8月26日教育委員会告示第9号  
韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会要綱  
(設置)

第1条 韮崎市文化財保存活用施設(以下「施設」という。)を整備するに当たり、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、韮崎市文化財保存活用施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 施設の方向性及びあるべき将来像に関する事。
- (2) 施設の機能及び規模等に関する事。
- (3) 施設の展示方法に関する事。
- (4) 施設の活用方法に関する事。
- (5) 施設の運営方法に関する事。
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は団体の代表者又は職員等
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から委員会を解散する日までの期間とする。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。



## 韮崎市文化財保存活用施設基本構想

発行日 令和5(2023)年3月

発行 韮崎市

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1-3-1

TEL 0551-22-1111(代表)